

国民生活審議会
第7回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第7回消費者政策部会

議 事 次 第

日 時 平成 19 年 4 月 27 日 (金) 10 : 00 ~ 15 : 00

場 所 中央合同庁舎第 4 合館 共用第 1 特別会議室

議 題

- 1.消費者基本計画の検証・評価・監視の各省庁等ヒアリング
- 2.その他

第 20 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	明治大学政治経済学部総合政策研究所研究員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・ 金融オンブズネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	宮 川 雄 司	東京都生活文化局消費生活部長
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 20 名

第 20 次国民生活審議会第 7 回消費者政策部会 出席者

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、 金融オンブズネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	宮 川 雄 司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	山 口 広	弁護士
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 12 名

[事務局]

西局長、堀田審議官、井内消費者企画課長、西村消費者調整課長、
藤崎国際室長、山崎消費者企画課長補佐

午前の部

松本部会長 定刻を若干過ぎておりますが、まだ一部おいでになっていない委員の方もいらっしゃいます。入り口のシステムが変わったので、かなり戸惑っておられるんだと思います。

ただ、本日は各省庁からも来られていまして非常にタイトなスケジュールになっておりますから、一応開始したいと思います。お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、消費者基本計画の検証・評価・監視につきまして各担当省庁からのヒアリングを行います。消費者基本計画の検証・評価・監視につきましては、昨年第1回の作業を行い、委員の皆様方の御協力の下、7月12日の第4回部会で取りまとめを行い、その取りまとめを踏まえまして政府において7月26日、消費者政策会議において政府としての取りまとめが行われたものであります。

本年は第2回目の検証・評価・監視の作業になりますが、我々消費者政策部会といたしましては本年6月の取りまとめを目指して作業を進めていくこととなります。

それでは、今後の進め方を事務局より御説明をお願いいたします。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）それでは、本年の検証・評価・監視の作業は2月の本部会でも御説明いただきましたように資料2のスケジュールに沿って行っていただくこととしております。恐縮でございますけれども、お手元の大部の「検証・評価・監視シート」が資料1になっております。その後ろに、資料2として1枚紙がございます。

まず本日でございますけれども、各省ヒアリングを実施いたします。その後、第8回消費者政策部会、第9回消費者政策部会の2回で、5月下旬を予定しておりますけれども、前回担当を決定していただきましたので、委員の方々によるプレゼンテーションを2回に分けて行っていただくという予定になっております。それで、最後に第10回の消費者政策部会は6月下旬を予定しておりますけれども、こちらで消費者政策部会としてお取りまとめいただければと考えております。

今後の作業ですけれども、具体的には基本的に昨年と同様に委員の皆様には各省庁から提出されております資料1の検証・評価・監視シートについて御意見をいただき、それに基づき、必要に応じて修正をしていくという形で進めていくこととなります。最終的には、政府においてはこちらの消費者政策部会で取りまとめていただいたものを元に、消費者政策会議において政府としての取りまとめを行いたいと考えております。以上でございます。

松本部会長 ありがとうございました。

なお、大変恐縮ですけれども、私は本日、本務の関係で午後のヒアリングには出席することができません。そこで、本来であれば部会長代理の山本委員に代わりの座長を務めていただくことになるんですけれども、山本委員は残念ながら本日御欠席のため、私の方が

ら早川委員を臨時の座長として指名させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。それでは、午後の審議は早川委員に座長をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日のヒアリング方法等の詳細につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）それでは、まず本日の各省庁からのヒアリングの日程ということで、参考資料でございます。最後の方に付けてございますが、「各省庁等ヒアリングの時間割」、右上に「参考資料」とございます7枚紙のペーパーでございますけれども、これに沿って関係省庁から説明を行い、その後、委員の皆様から御質問等をお受けするという形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料1の「検証・評価・監視シート」という大部のものでございますけれども、これについて若干御説明させていただきます。まずページをおめくりいただきますと、内閣府が説明するシートがございますけれども、囲みの右上に小さい数字で恐縮ですが、1とございます。こちらが施策番号になります。参考資料の方でいきますと、施策番号の「リコール制度の強化・拡充」というところをひとまとめにして御説明をまず各省庁からいたしますけれども、その左の番号がこれに当たります。よろしいでしょうか。それから、参考資料が省庁によっては出ておりますので、それと番号ということで右下の方には通し番号が91までございますけれども、これはページでございます。施策番号とページとそれぞれございますので、これを参考に御質問等をしていただければと思ひます。

次に、本日はこういう形で御質問ということなのですが、基本的に各省庁への質問等は本日この場で行っていただければと思ひます。それから、各省庁よりこの場で回答ができなかったもの、または各省庁が宿題として引き取ったものにつきましては、各省に宿題として5月11日をめどに回答いただくということで内閣府が取りまとめて御質問に回答するという形にしたいと思ひます。

途中、12時から1時までを休憩としておりますが、その際、昼食を御用意しておりますので御承知おきください。以上でございます。

松本部会長 それでは審議に入りますが、各重点事項の審議におきましてそれぞれ所定の時間がおおよそ割り振られておりますので、それが経過いたしましたら次の重点事項に移りたいと思ひます。各委員の皆様におかれましては、審議の迅速化に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず で「リコール制度の強化・拡充」から始めたいと思ひます。担当省庁は内閣府、国土交通省、経済産業省です。それでは、お願いいたします。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）それでは、まず1の施策ということで、「消費者が容易に製品の回収措置に関する情報を入手できるよう、社告等を一覧できるポータルサイトのあり方について検討する」、これは期限が平成18年度までに一定の結論を得るとされております。

こちらにつきましては、昨今の製品事故の多発ということと、国民への情報提供の重要性ということにかんがみまして検討、更には実施ということで「リコール情報ポータルサイト」、内閣府のホームページの「消費者の窓」に本年の平成 19 年 3 月 30 日に設置いたしました。掲載内容については左でございます。

「評価」でございますけれども、まず検討プラス実施まで行ったということでございます。あとは、有効性につきましては、今後この利用ということが重要になると思っておりますけれども、私どもとしてはリコール情報が国民により容易に伝わるということで、今後効果が期待できると思っております。

「監視(今後の取組み)」ですけれども、当然このポータルサイトの情報があることを普及していくことが大事かと思っておりますが、今後の状況によりましてはさらなる改善をというふうに考えております。以上でございます。

国土交通省(増井潤 自動車交通局審査課長)国土交通省自動車交通局審査課長の増井でございます。

自動車のリコールの関係でございます。自動車のリコール制度につきましては、44 年から制度がスタートして以来、幾度か制度改正を行ってまいりましたが、特に 16 年に自動車メーカーによる虚偽報告、リコール隠しの事件の発覚を受けまして、16 年 6 月にその不正防止策について公表をいたしまして以来、その施策を着実に実施に移すということでやってまいったところでございます。

具体的には、自動車の不具合情報、事故情報、ありとあらゆる情報を国自ら収集をし、そしてそれを国自ら直接技術検証を行うといった体制を強化する。それから、メーカー監査のみならず不具合情報に直接接する自動車ディーラーの方まで監査を行う。そういった体制を、17 年度までにすべて実施に移しました。18 年度につきましては、それらを更に引き続き強化・実施したということでございまして、その具体的な内容につきましては私どもの石田の方からかいつまんで御説明申し上げます。

国土交通省(石田勝利 自動車交通局審査課情報企画官)それでは、お手元の資料を御説明させていただきます。また、昨年はヒアリングにおきまして大変熱心な御意見、それから意見交換をさせていただきましてどうもありがとうございました。

それでは、3 ページ目でございますが、今、当方の課長から申し上げたとおりでございますが、平成 16 年にリコールに関する不正行為を受けて、我々が通常実施している業務に加えて、いかに不正行為を防止していくかということで 3 点実施してございます。

1 つは「情報収集体制の強化」でございます。こちらは、このページ以降に具体的な施策をやったものを付けてございますので後ほど説明をさせていただきます。それから、「集中的な監査の実施」ということでございます。リコールが再発したということ踏まえて、特定のメーカーに対しては今年、18 年度も集中的な監査というものを実施してございます。

また、「技術的検証の実施」でございますが、こちらの方は法律改正をいたしまして国が行う技術的検証業務というものを正式に位置付けまして、ユーザーの方、それからいろいろ

るなところから入ってくる情報を踏まえ、必要なものについては技術的な検証を行って、国としてリコールすべきものはさせるという強い立場で臨んでございます。

その結果、右側の「評価」という欄でございますが、我々不正行為の再発防止というのは着実に行われているということで考えてございます。今の段階では、不正行為というのは再発してございません。それにつきまして、平成 18 年度のリコール届出件数というのは 300 件、これはこれまでに 3 番目に多い数字でございます。また、リコールの対象台数は 697 台、これは今までに 2 番目に多い数字でございますが、そういった件数が挙がってございます。

「今後の取組み」といたしましては、引き続き今つくりました再発防止策を着実に実施していくということで考えてございます。

1 枚めくっていただきまして、「自動車不具合情報ホットライン」という広報でございます。これは、ユーザーの方から御自分の自動車の不具合をどんどん寄せていただいてリコール隠しを防ぐ、もしくは我々が監査のときにその情報を持ってメーカーに強く臨むというものでございますが、新聞広告の方にこちらの方を載せていただいたところでございます。かなり強い反響があって、これに基づきまして情報もいただいております。

また、6 ページ目でございますが、我々は情報発信と、それから情報を受けることと両方が重要だと考えてございます。リコール関係のホームページにさまざまな情報等を載せるべく、こういうサイトを刷新いたしまして、皆さんにリコール制度の御理解、御支援をいただいているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）引き続きまして、経済産業省製品安全課でございます。

資料 1 の 7 ページをごらんください。我々製品安全の関係でいきますと、改正消費生活用製品安全法を昨年 12 月の臨時国会で改正いたしまして、今年の 5 月 14 日からいよいよ施行ということになってございます。これまで任意での事故報告が義務化されるということ、更にはこれに基づきまして国から公表するということを着実にやっていきたいと思っております。

続きまして、8 ページをごらんください。今回、義務化の対象になります重大製品事故以外の軽微な事故につきましては、独立行政法人の製品評価技術基盤機構、通称 n i t e と言っておりますが、ここで集中的に集めて、更に公表していくということを考えております。

更に、製品が世界大にいろいろ生産、販売されておりますので、諸外国との情報交換ということも積極的にやっております。昨年の 11 月 29 日に日米との情報交換の協定を結びました。更に、今年温家宝の来日に合わせまして、中国との情報交換ということも新たに行う予定でありまして協定を結んだところであります。

更には、今回の義務以外の実質的な取組みを促すということで、ここに書いてございま

す自主行動指針というものを発表したところであります。

当省としましては、こういうことを着実に実施しまして製品事故を防いでいきたいと思っております。以上です。

松本部長 ありがとうございます。それでは、ただいま御報告されました「リコール制度の強化・拡充」につきまして、10時半くらいまでの予定で審議をしたいと思っておりますので、どうぞ御意見、御質問のある方はお願いします。

では、山口委員どうぞ。

山口委員 弁護士の山口と申します。よろしくお願いします。

私の方は、国土交通省の情報の収集システムあるいは発信システムは高く評価しております。消費者サイドから見ると自分の使っている商品あるいは車がどのようなトラブルを抱えているのか、あるいはこれから買おうとする商品がどのようなトラブルを抱えているのかということを中心にアクセスして情報収集できるという意味では非常に高く評価できると思うんです。

そういう観点からいたしますと、経産省の方の情報収集あるいは発信システムはまだ不十分ではないか。つまり、消費者にとって自分が持っている商品あるいは自分が買おうと思っている商品が現実にはどのようなトラブルがあるのか。これはトラブルの相談情報だから相談内容が必ずしも真実ではないということを中心として消費者は受け止めるわけです。例えば我々普通の消費者が買うというときに今は2チャンネルにアクセスしてしまうわけです。2チャンネルでどのような評判があるのかとかですね。そうではなくて、国土交通省もやっておられるわけですから、経産省レベルでそれなりに情報収集発信システムを、もちろん危険性とかは車と日常の生活商品との違いはあるかもしれませんが、ガス器具とか、あるいは電化製品とか、そういうものについての危険性というのは車とある意味では同じようなものだと思いますので、なぜ収集して、かつ消費者が自由にアクセスして情報に接するというシステムができないのかという辺りを是非お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、昨年来問題になっていましたけれども、n i t eと国民生活センターのP I O - N E Tとの一元化といいますか、収集システムの整備ですね。こちら辺はどのようなふうな形になっているのか。この2点をお願いします。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）まず1点目の公表の件でございますが、この7ページのところで若干説明を飛ばしましたが、今、御指摘がございましたようにガス石油機器等につきましては製品の欠陥云々の理由にかかわらず、当省に収集したものであるについては直ちに公表する予定であります。

更に、我々はいろいろ原因分析等々を行いますが、最終的には当省に報告があったものについてはすべて何らかの形で公表するという事を考えておりました。5月14日の施行のタイミングからホームページを通じましてデータベースを整備いたしまして、そこで一般の消費者の方が検索できるような格好にしていきたいと考えております。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）2番目の御質問のn i t eの情報とP I O - N E Tの情報ということでございますけれども、P I O - N E Tにつきましては御承知のように関係省庁に今後開放していくということを決めておりますので今、作業中でございます。

それから、n i t eと国民生活センターの情報の共有ということでございますが、これにつきましては現在、より密に連携を取っていくということで検討しているところでございます。以上です。

松本部長 御船委員、どうぞ。

御船委員 重ねることを避けまして、1点だけ申し上げます。

経済産業省で8ページの事故リスク情報分析室を設置したということはとても頼もしいと思うんですけれども、室を設置するということはわかるんですが、実質的には何が向上するのでしょうか。

それから細かいことなんですけれども、同じページで（3）で平成19年11月29日は18年ということでしょうか。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）お答え申し上げます。n i t eの事故リスク情報分析室であります。今回経済産業省の方に事故情報を収集し、事故分析をするわけですが、技術的な分析につきましては我々役所ではなかなか限界がありますので、そういった技術的な事故原因の分析をn i t eの新しく設けました事故リスク情報分析室で行うということになっております。

それで、御指摘のとおり、アメリカとの協定は昨年11月29日に結びまして実施をしているということになります。

松本部長 では、芝原委員どうぞ。

芝原委員 私の方からは幾つかあるので、一つずつ質問させていただきたいと思います。まず経済産業省にお願いしたいのですが、n i t eで情報収集整理するのと、経済産業省本省でやるものと分かれていて、それを今後も続けられるように読めるのですが、それは重大性とか、そういうことなんですか。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）国に義務付けているものが重大製品事故でありまして、それ以外の軽微な事故情報であるとか、あるいはヒヤリハットの情報といったものはn i t eの方に出していただくという整理をしております。

芝原委員 そうは言っても、消費者から見たときに非常にわかりにくい。お役所の仕事のやりやすさを優先しているようにどうしても思えてならない。それから、n i t eさんの事故情報のリストを見ますと、とにかく時系列になっているだけで商品別にも分かれていないし、マグニチュードの大きさの分類もないし、よくわからない。私の商品はどこにあるのかということを探るのが非常に大変でした。是非そちらの方の施策を入れていただきたいと思います。

それから、国土交通省さんをお願いしたいのですが、昔の話であれですけれども、悪質なりコール隠しの問題が出てきたのは、報道によると内部告発があったんだけど捨て

置いたと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、運輸省さんか国土交通省さんかに連絡がいったんだけど、それを看過したやに報道があったように思うんですが、今の国土交通省さんとしては内部告発はというふうに受け止められていらっしゃるのか。実際にどんな仕組みを整えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

国土交通省(増井潤 自動車交通局審査課長) 今、御指摘されたような事実は承知しておりません。2つ事案がございまして、平成12年の最初に1度、三菱自動車について不正がありました。それはまさしく内部告発があり、内部告発を受けて監査にいて、そして三菱が企業ぐるみでいわゆるリコール隠しを行ったということが判明した。それに基づいて法律改正をし、罰則の強化を図った。これが12年でございます。

にもかかわらず、特にトラック部門を中心に、その後フソウのトラックバスは分社化したんですけども、その部門の方についてはリコール隠しの体制がまだ結局直ってなくて、それが16年のときに発覚した。このときは内部告発というものは出ておりません。内部告発でやったわけではございません。

したがって、今でも内部告発につきましては、くればそれについてその情報を受けて、一件一件すべて自ら裏を取ってやる。昨年はリコールの問題ではありませんけれども、トラックの二次架装で不正車検ですが、それも内部告発を受けて裏で調べて監査をして判明して警察に告発したという対処をしております。すべてそういう対処はしております。

芝原委員 是非、内部告発は後ろ向きにならず前向きに対応していただきたいと思えます。

それから、サイトを拝見しますとリコールとはちょっと違うのですが、トラブル情報が6,000件とか7,000件とか集まっていられるというのは非常にいいことだと思うんですけども、これについて重点的にというか、数が多くて、実際に調査を始めているとか、やったことがあるという例はあるんですか。それとも、データがばらついてしまっているんで特にそこまではされていないのか。その現状を教えてください。

国土交通省(石田勝利 自動車交通局審査課情報企画官)まず平成17年度でユーザーの方からいただいた不具合情報というのはおよそ5,000件ございました。こういった情報を我々はどう処理するかと申し上げますと、すべてこれは目を通してございます。我々は全体でいろいろな関わる人数を含めても20人くらいなのですが、この人間ですべて情報に目を通してございまして、そのときに必要であれば調査をしております。

こういった情報の多くの場合、リコールにつながるようなものはやはり多発性が非常に多いものでございます。こういったものについては比較的判断しやすいということで処理をしておりますが、それ以外のものについても重大なもの、例えば交通事故につながりかねないようなものとか、そういったものについてもしっかり検証を行っております。ただ、そういったものはどのぐらいの件数があるのかというのは本来、事業者が努力をしてリコールをやっている状況でありますので、なかなか区別しにくい状況にはございますが、そういったものをベースにいたしまして、分析に基づきまして我々は監査とか、それ

からメーカーに対して厳しく当たっているという状況でございます。

芝原委員 その集まった情報から、特にこれは何かあるのではないかというような例は今のところないということですか。

国土交通省（増井潤 自動車交通局審査課長）もちろん何件かございます。

芝原委員 是非それは疑わしきは罰せずではなくて、逆に危ないものは、より安全な面でチェックというような姿勢でお願いしたいと思います。

それから、続けていいですか。

松本部長 大河内委員も手を挙げておられるので、大河内委員の方に先に質問していただいてと思います。

大河内委員 質問だけで答えは後で構わないんですけども、経済産業省さんに、たしか前回はその年度の実行件数とか数字が出ていましたので、それは出していただいた方がいいかと思います。

それから、外国の事故情報の収集のことですけれども、日本でも売っていて外国でも事故があったというようなものを、そのままアメリカなどはネットで公表していますから、そこを見ていて、これは日本でも販売しているというようなものを公表するというようなことはどうなっているのかと思いますので、その辺もちょっと書き込んでいただけないかと思います。お答えは後で結構です。

松本部長 それでは、簡単をお願いいたします。

芝原委員 あと1つは内閣府さんですが、ポータルサイトをつくられたのはとてもいいと思います。ただ、残念ながらリコール情報のポータルサイトというふうにして検索するとすぐ出てくるんですが、リコールとかリコール情報とかリストとか社告とかではなかなか出てこない。あるんですが、一番上にこない。是非、今後工夫していただきたいということが1つです。

それから、とにかくポータルをつくってこれはとてもいいんですが、やはり中身が先ほどあったように自動車は非常にわかりやすい。もちろん単一の商品なんですけれども、逆にほかのサイトにももう少し工夫が要るのかなと。これは内閣府さんだけでは無理かもしれませんが、是非そういうところも進めていただきたいと思います。以上です。

松本部長 ありがとうございます。

（ ヒアリング関係者退室・ ヒアリング関係者入室 ）

松本部長 それでは、続きまして の「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進」についての審議に移りたいと思います。担当省庁は農林水産省です。

それでは、農林水産省さんよろしく願いいたします。

農林水産省（新井ゆたか 表示・規格課長）農林水産省表示・規格課長の新井でございます。よろしく願いいたします。

資料の13ページ、15ページにございます「食の安全・安心分野におけるトレーサビリ

ティ・システムの普及推進」ということで、生産情報公表JASの状況についてお話をしたいと思っております。

生産情報公表JASにつきましては、平成15年度に牛肉、16年度に豚肉ということで品目を拡大してまいりまして、17年に農産物、それから18年11月に農林物資規格調査会の総会を踏まえまして、加工食品ということで豆腐・コンニャクの実産情報公表JASを制定いたしました。現在、養殖魚の実産情報公表JASが審議会で決まりまして今、告示の作業をしているところでございます。

それから、これの普及についてでございますが、生産情報公表JASというものは製品の中身を保証するというものではございませんで、製造過程で使われている資材等につきましての情報を漏れなく消費者に提供をするということでございまして、なかなか生産者にとりましても手間暇がかかるということもございまして、普及の状況は実は芳しくございませんが、一部大手スーパーさんにはこれが付加価値になるということで御利用いただいております。そういう状況も踏まえまして、徐々に普及をしたいと思っております。

現在、事業者、それから消費者への説明会、研修会、それからパンフレット等でPRをしているところでございます。以上です。

農林水産省（瀧本昌彦 畜水産安全管理課課長補佐）畜水産安全管理課の瀧本です。牛肉のトレーサビリティにつきまして御説明いたします。

14ページをごらんください。牛肉のトレーサビリティ制度につきましては、いわゆる牛肉のトレーサビリティ法に基づきまして生産から流通の各段階におきまして、牛や牛肉を取り扱う関係者に対しまして各種の義務付けを行っております。

牛の飼養者などからの届出情報につきましては、データベースにすべて入力されております。このデータベースにつきましては、インターネットを通じまして一般に公開をされているところでございます。牛肉に表示されております個体識別番号を入力することによりまして、その牛の実産履歴を確認することができるようになっております。また、本制度の信頼性を確保するために、当省では地方農政事務所等におきまして関係者に対する監視・指導活動を行っているところでございます。以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきましてどうぞ御意見、御質問のある方はお出しく下さい。

では、大河内委員どうぞ。

大河内委員 普及がなかなか進まないということなんですけれども、どういう形で普及をお考えになっているのか。現実にどういうふうに普及されているのかをお伺いします。

農林水産省（新井ゆたか 表示・規格課長）今お話をしましたけれども、事業者、消費者の説明会というものをやっております。1つは今、生産情報公表JASを使っている方が使うに至った経緯、使ったことによって売上げ等にどう影響したかという、この規格を使うことのメリットを御説明いただきまして、それに対して消費者、それから実際に取り組もうとしている事業者に対して、この規格についての意欲を喚起するという

活動をっております。

それから、一般的には生産情報公表JASの仕組みについての普及ということで、事業者、それから消費者へのパンフレットというものをしております。生産情報公表JASは、先ほど申しましたように通常のものとは違いましてきちんと第三者認証が付いている。そこに書いてある情報につきましては第三者が認定しているということでございまして、生産者が自分で書く情報の裏付けが付いているということでございますので、消費者の方々に信頼性のある制度ということで徐々に認知をしていただきたいと考えております。

松本部長 芝原委員、どうぞ。

芝原委員 施策の8番ですが、日本産以外の牛肉のトレーサビリティとのバランスというのはどういうふうにお考えになっているのか。どう我々は理解すればいいのかということをお教えいただけますか。

農林水産省（瀧本昌彦 畜水産安全管理課課長補佐）国産の牛肉の安全・安心を確保するために、この仕組みが確保されているというものでございます。

松本部長 芝原委員、お聞きになりたいことはそれでよろしいですか。

芝原委員 国産以外のものは関係ないということですね。

松本部長 ただ、海外の生産国で独自のトレーサビリティをやっている国はあると思いますが、その辺の情報は日本にはつながらないのでしょうか。

農林水産省（瀧本昌彦 畜水産安全管理課課長補佐）欧米各国におきましても、自主的な取組みとしてこのような個体識別の仕組みに取り組まれていると聞いているところでございます。

松本部長 ほかに御質問、御意見はございませんか。

では、長田委員どうぞ。

長田委員 続けてですが、各国でやっていて日本でもそういう別の制度があって、各国でやっているトレーサビリティの情報を日本に輸入されてきたときに引き継ぐことができないのかという質問だったと思うんです。それぞれにあることはわかっているけれどもということですか。

農林水産省（瀧本昌彦 畜水産安全管理課課長補佐）現時点におきましては、国産牛肉につきましては、生産からと畜、流通につきまして商品に至るまで、各段階のものをつないでいるといったものでございます。輸入牛肉については、現時点ではこのようなものはございません。

原委員 具体的にですけれども、店頭に出向くとオーストラリアの牛肉などはかなりスーパーの店頭などにも出ているのですね。それで、国産はこういう仕組みが取られているという報道もあったりして皆さん知っていらっしゃるのですが、例えばオーストラリアの肉を買おうかと思うときにすごく情報が欠けている。アメリカの話はまたアメリカで随分報道が出ているのですけれども、すごく情報のアンバランスを感じていて、入手できる情報があればやはり国内の消費者にその情報をつないでいくということの仕組みづくりを是

非お願いしたいということです。そこで、何か考えていらっしゃるがあれば、このペーパーに追加をしていただけたらと思います。

農林水産省（瀧本昌彦 畜水産安全管理課課長補佐）現時点におきましては、輸入牛肉についてこの仕組みにつながるといったことはございません。

松本部長 委員の皆様からの要望ということで記憶にとどめておいていただければと思いますが、ほかにございませんか。

それでは、ありがとうございました。次の事項に移りたいと思います。

（ ヒアリング関係者退室・ ヒアリング関係者入室）

松本部長 今度は、 の「消費者団体訴訟制度の導入」についてということです。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）それでは、右下のページで申しますと43ページ、施策番号で申しますと右上の22になります。そちらのシートで御説明をいたします。

まず左側の「検証（進捗状況）」ということでございますけれども、本年2月16日に消費者契約法施行規則、適格消費者団体認定、監督等に関するガイドラインを制定いたしました。また、3月27日に適格消費者団体の欠格事由に関する法律を定めた政令も制定したところでございます。

あとは、周知徹底を図るということが具体的に定められておりますので、パンフレット等の作成・配布、更には東京・大阪でシンポジウムを開催いたしました。更には、47全都道府県での説明会を実施して、制度の周知広報に努めたところでございます。

「評価」につきましては舌足らずなところがございますけれども、周知広報を図るということで、施行後、制度がしっかりと、運用されることによって消費者被害の未然防止、拡大防止が期待されると考えております。

「今後の取組み」でございまして、6月7日の施行に向けて引き続き制度の周知広報に努めてまいるとともに、施行後は制度の実際の認定、運用等につきましてしっかりとしていくということを考えております。以上でございます。

経済産業省（安井正也 消費経済政策課長）続きまして、経済産業省でございます。お手元の資料の44ページでございます。

特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めるということでいただいております。現在は「検証」のところにも書いてございますように、本年2月16日に産業構造審議会の中に消費経済部会第1回合同部会を開きまして、特定商取引法をめぐる検討を集中的に行うための小委員会を設置しております。「評価」の方にも書いてございますが、今その審議会でもこの問題を含めましてさまざまな 이슈の検討をしているという中に含まれて取り組んでいるところでございます。

したがって、「今後の取組み」は同委員会で議論を進めましてできるだけ早く結論を得たいと思っているんですけれども、悪質商法は問題もいっぱいあるものですから、あれこれの中で一緒に合わせて結論を出していきたいと考えています。

松本部長 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきましてどう

ぞ御意見、御質問のある方はお出してください。

では、長田委員どうぞ。

長田委員 内閣府さんの方に、消費者団体訴訟制度の導入に当たって、ここで審議をさせていただいたときに国がどういう支援をするかというお話があったと思います。その中で「周知広報」という言葉が何度か出てきて、それをさせていただいているのはあれですけれども、それ以外に適格消費者団体に対しての研修というか、そういうようなものも前には言葉が入っていたというか、回答の中にあったような気がするんですけれども、全国に幾つかできるであろう適格消費者団体に向けてどういう情報提供というか、研修活動ができるかとか、そういうようなところの取組みですね。まだこれからのことにはなると思いますけれども、お考えをお聞かせいただければと思います。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）まず情報提供につきましては、現在P I O - N E Tの情報なども御提供できるようにしております。

それから研修の方ですが、今、具体的に何かをやるということは予定しておりません。したがって、まずはガイドライン等をごらんいただきまして、我々が団体さんにこのような基準を満たしていただければということをお願いしたいと思っております。

長田委員 そのガイドラインというか、適格消費者団体になるためのというよりは、適格消費者団体の認定を受けた後に、そういう団体に向けて何かそういうことはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）今、研修というお話が出ましたけれども、内閣府としましては、認定を受けるに当たっての情報提供を十分行うとともに、新たな制度ですので、認定後も、実際の運用の中で、適格消費者団体になられた方からのいろいろ御質問等についてはもちろん丁寧にお答えして対応し、この制度を運用していきたいと考えております。

松本部長 原委員、どうぞ。

原委員 この団体訴権がどうスタートしていくかというのは大変大きなところだと思っております。周知広報はもちろんお願いしたいのですが、私としてはこの評価・監視のところを読んだときの印象が、特に施行後は制度が濫用・悪用されないように見張るといような感じに書かれていて、これは私は違うという感じがしています。情報提供の仕組みをつくることと、それから今、研修という言葉が長田さんが使ってくださったのですが、適格消費者団体をきちんと育てていくということが私は本来の内閣府のお仕事ではないかと思っております。濫用・悪用が周知広報の2番目に出てくるということではないのではないか。業務としておやりになることの重要性とか順位とかというものを再検討していただきたいと思っております。

それから特商法なのですが、もちろんこの小委員会設置で検討していらっしゃることは知っておりますけれども、現在の検討状況というのでしょうか。まだ検討にも入っていないのか。それから、もし検討になったときに大変苦労しそうな点とか、そういうものがあ

りましたらもう少し内容的なことも書いておいていただけるとこちらとしても助かりますが、いかがでしょうか。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）内閣府としては、しっかりと制度を運用して、透明性のある、国民からしっかりと支持を受けるような運営を図るという意味でここは書いておりますので、もちろん適格消費者団体がしっかりとした活動をされて消費者被害の防止等に役立つことが一番だと考えております。趣旨は同じだと思います。

経済産業省（安井正也 消費経済政策課長）特商法につきましては、主な検討課題の中に明確にこの問題を挙げて取り扱おうということになっております。

ただ、その具体的審議はほかの課題との順番で、まだ順番が回ってきていないだけあります。今は審議それ自身をやっておりませんので、そこに先取りの書くのは無理かなという気がありますが、取り扱うべき問題として明確に掲げてありますので、そこはそれ自身は大丈夫ですが、書き方としてはこれからやるということなのでとりあえずこのように書かせていただきたいと思います。

松本部長 どうぞ、山口委員。

山口委員 団体訴権は非常に期待するところが大きいですし、また特商法にそれを導入するべく検討されていることも是非よろしくおもしろいと思いますけれども、民事効に直結する消費者契約法の場合と、事業法的な要素のある特商法とではやや異なる面があると思うんです。特に特商法の場合には、取消権が認められる要件が消費者契約法とかなり違ってありまして、弁護士サイドから言っても実務的に非常に特商法の取消権の要件がわかりにくくて、あちこち入り組んでいて、これは取消の対象になるのか、ならないのか、非常にわかりにくいんです。

その意味で、団体訴権を導入するに当たって、もちろん損害賠償まで認められればいいんですが、差止めに仮に限定されるとなると、何をもちって特商法における取消権を認める要件とするのかというのは非常に重要なことになると思うんです。特商法の取消権の整備というのは非常に重要だと思いますし、消費者契約法との関係でも是非整備していただきたいと思うのですが、そこら辺は当然審議会で検討されると思うのですが、どういうふうにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

経済産業省（安井正也 消費経済政策課長）まさに今おっしゃったような問題を含めましてこの特商法という法律の特性があるわけでありまして、その中に団体訴権制度をどういうふうに取り込むことができるのか、また、仮に導入するということになったら運用をきちりできるようにしなくてははいけませんので、そういう視点で議論をすることになると思っております。また、今おっしゃった問題以外の問題もあると理解をしております、それらを整理をしないとできませんので、それを順次整理をして結論を出していくというやり方になるということです。今、ここでそれ以上申し上げてしまうことはちょっと難しいかと思っております。

松本部長 三木委員、どうぞ。

三木委員 今回の検証・評価・監視の話なのか、もう少し先の話なのかもしれませんが、内閣府の所管である消費者契約法で団体訴訟制度が入り、今、経産省の所管の特商法で検討がこれから始まり、更に公取委の所管である景表法等でも今度議論が始まりますが、それぞれ法律の目的は違いますから個性はありますけれども、これから制度ができるのでわかりませんが、同じような消費者団体がそれぞれ適格申請をしていって、それぞれ法律がオーバーラップする部分もありますので、将来的にそれを今、省庁縦割りで法律ごとにやっていますけれども、全体として制度を総合的に包括というのか、調整というのか、するようなことを、省庁としては内閣府になるのかどうか、考えていくのかどうかというようなことも検討課題としてお考えいただければという気がしております。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）今、御指摘いただいた件につきましては、内閣府としてもそういう課題は認識しており、経産省さんでは今の御説明のような動きや、公取でも既に今月中に研究会を立ち上げて6月にまとめられるという動きもあり、議論を注視しながら連携を取っていくということにしております。

松本部会長 宮川委員、どうぞ。

宮川委員 先ほどもお話がありましたが、やはり適格消費者団体をいかに育てていくかというのは非常に私は大事だと思っております。特に私たちの方も議会の中である各会派からいろいろ問われたり、あるいは消費者団体の方からもいろいろとお話もあるのですが、財政的にきちんとした支援が必要ではないかというようなお話がありまして、都としてどうするのかということが求められております。確かに、我々としても是非そういう形で少しでもお力添えできないかと思うんですが、いかにせん一自治体としてこれにどう取り組みむかというのはなかなか難しい問題があります。

もちろんそういうことで放っておいていいというわけではないと思うんですが、さはさりながら一応制度がスタートして、例えばそれぞれの団体がどんな財政状況になってくるのかという動向も見ないといけない面もあると思うんですが、その辺について何とかしていかなければいけないという問題意識を内閣府としてお持ちなのかどうか。その辺についてお聞かせいただきたいということが1点です。

あとは、松本部会長が運営委員長になっていらっしゃる例の消費者支援基金でございますけれども、3,000万くらい集まっていられるということなのですが、それはかなり期待できるのかどうかということもあろうと思うんですが、今後の見通しも含めてその辺はどんなふうに見込んでいらっしゃるかもお聞かせいただきたいと思えます。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）今の御指摘につきましては、法律を通す際に、国としての考え方をお示ししているとおり、財政的基盤が適格消費者団体となるためには求められており、まずはその要件を充たすところを認定していくので、現時点では国としての支援は考えておりません。ただし、適格消費者団体に実際に動きがあったときに、国民の間でどのような御議論があるかということは十分注意していこうと考えております。

松本部会長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 内閣府の評価のところですけども、こういう制度ができて、それを周知広報して消費者被害の未然防止、拡大防止が期待されるというふうに書いてあるんですが、結局適格消費者団体がどう頑張るかにかかっているんだと思うんです。ですから、やはり財政的と書かれなくても情報提供でもいいと思うんですけども、何らかの適格消費者団体への支援という言葉が入っていた方がいいと思います。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）財政のところにつきましては先ほどのようなお答えですけども、先ほどP I Oの話もありましたが、消費者団体一般に対しての情報提供や、いろいろな面で意見交換をするなど、そういう形の支援はしていこうと思いますので、御意見は承知いたしました。

大河内委員 是非ここに書き込んでいただきたいと思っております。

松本部部长 ありがとうございます。それでは、予定の時刻ですので次の重点事項の方の審議に移りたいと思います。

（ 関係者退室・ 前半関係者入室 ）

松本部部长 は「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」でございまして、この部分は政策の項目数が非常に多いので前半と後半の2回に分けて御審議いただきます。まずは施策の10、11、13、19、21について行います。担当省庁は、公正取引委員会、経済産業省、総務省です。

なお、経済産業省から配布資料がございしますが、部数が少ないのでお2人で1部をございになるようお願いいたします。それでは、公正取引委員会からお願いいたします。

公正取引委員会（粕淵功 消費者取引課長）公正取引委員会で消費者取引課長をしております粕淵と申します。よろしく申し上げます。座って御説明させていただきます。右下に16ページと書いてある1枚紙で御説明をさせていただきます。

公正取引委員会では、景品表示法を運用しております。これは、主に消費者の適正な商品選択をゆがめるような不当な表示、あるいは過大な景品等を規制する法律でございんですけども、これにつきましては厳正に運用するということと執行体制の拡充をするということ、この2点を書いているところでございます。

そして、景表法の運用状況でございんですけども、左側の箱のところでございますが、18年度におきましては景品表示法の規定に基づきまして排除命令、これは行政処分でございますけれども32件、そして行政指導である警告を7件行っているという状況です。

特徴といたしましてはそのすぐ下書いておりますが、金融、これは銀行の住宅ローンの表示、あるいは仕組み預金の表示について明瞭でないというようなことがございました。あるいは携帯電話サービス、これは今年の12月ごろに結構テレビ等で出ておりましたけれども、通話料金がゼロ円と大きく表示をしつつ、実際は必ずしもそうではなかった部分があったというようなものでございます。こういうふうに、消費者のニーズに即した重点的な法執行を行っているというのが1つでございます。

もう一つは介護サービスと申しますが、老人ホームにおける不当な表示等でございます。

ゆうパックの表示の問題、あるいは教育関連といえますのは学習塾の表示の問題ですね。これらのサービス取引分野への積極的な法運用も行っているところでございます。また、「執行体制の拡充」につきましては、19年度の予算におきまして関係当局の御理解も得て、7名の景品表示監視官の増員が行われたところでございます。

また、そのほか「都道府県等との連携」も行っておりますけれども、そこに書いてあるとおりでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

経済産業省（諏訪園貞明 消費経済対策課長）続きまして、経済産業省消費経済対策課長をしております諏訪園でございます。

かねがね特定商取引法については厳正に運用と、更に必要に応じ同法の執行体制の拡充を図るという御宿題をいただいているところでございますが、昨年、平成18年度におきましては経済産業省と都道府県の合計で84件の悪質事業者に対する処分を行っております。そのうち、業務停止命令という非常に重い処分でございますが、こちらの方が過去最高である36件ということでございます。

その結果、お手元に配らせていただきましたP I O - N E Tに基づく特定商取引法の違反行為の苦情件数はこの10年間ずっと増えてきたところでございますが、ようやく一昨年度ぐらいから減少に転じ始めまして、私どもが初めて刑事告発を行ったという電話勧誘販売については20%減、それからかねがね問題になっていました住宅悪質リフォームは4割ぐらいの減少ということでございまして、ようやく成果がちょっとずつ上がってきているところでございます。

更に、今年は特定商取引法執行ネットというデータベースを構築しまして、これをもって都道府県と国が一体となって悪質事業者対策に当たるということで、悪質事業者の動向を皆で共有し合って一丸となって違反行為を取り締まるということで、引き続き執行体制の強化を図るべく今年度も取り組んでまいりたいというところでございます。以上です。

経済産業省（安井正也 消費経済政策課長）続きまして、の13で34ページでございます。特定商取引法について通信販売あるいは電話勧誘についても、都道府県知事が処理できるように事務の範囲を権限委譲している事務の範囲を検討せよということでございます。

既に本件につきましては関係の政令の改正についての審議会での説明もいたしまして、現在この準備を進めておりまして、所要の経路を経て可及的速やかに政令を改正するという手続で今、作業中でございます。

総務省（古市裕久 消費者行政課長）続きまして、総務省消費者行政課長でございます。

お手元の資料の40ページでございますけれども、特定電子メール法の厳正運用等の御指摘をいただいております。迷惑メール対策につきましては特定電子メール法を一昨年11月に改正をいたしまして、送信者情報偽装に対する刑事罰の導入、それからこれらの厳正執行、警察の摘発への協力といったことを進めてきているところでございます。また、最

近迷惑メールは国境を越える海外発のものが問題となっておりますので、国際連携も積極的に推進しているところでございます。

例えば、一昨年4月にはアジア各国と連携をいたしまして、さまざまな取組を行っているところでございます。また、昨年5月にはフランス、9月にはイギリス、10月にはカナダと、迷惑メール対策に関する協力推進についての共同声明を締結するなど、国際連携を進めてきているところでございます。

また、迷惑メール対策技術につきましても事業者の方々に安心して取り組んでいただけるよう、法的な留意点を公表するなど普及を推進しているところでございまして、今後とも積極的に迷惑メール対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

経済産業省（井川良 情報経済課課長補佐）引き続きまして、経済産業省商務情報政策局情報経済課でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料で申しますと、42ページでございます。インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決の指針の民間団体に対しまして、過去3か年の実証実験で得られた紛争解決のノウハウの提供を行うという点でございます。御承知のとおり、平成15年からの3か年におきまして実証実験を行わせていただきました。この間、4,400件程度の相談事例が集まりまして、これらのノウハウにつきまして平成18年4月にインターネット上の消費者取引に係るトラブルをオンラインで助言・あっせんする機関といたしまして、有限責任中間法人ECネットワークという機関が設立されております。こちらの機関に対しまして、その実証実験で得られましたノウハウ等の提供を行い、紛争解決に資するという形で取り組ませていただいているところでございます。

現在のところ、実際にあっせん等に至る前の段階のいわゆる助言というレベルにとどまるものが大多数ではあるんですけども、引き続き紛争解決に有効に機能するべく、これらのノウハウ等の提供をECネットワークその他、消費者トラブル解決支援機関等に対しましても行っていきたいと考えております。以上でございます。

松本部長 ありがとうございます。以上、5つの施策の御説明について、どうぞ御質問、御意見があたりの方は御発言ください。

では、宮川委員どうぞ。

宮川委員 私の方からは経済産業省にお尋ねというか、要望といたしますが、1つは34ページなんですけれども、これは都道府県知事に通信販売、電話勧誘販売についての権限を委譲していただくということで、現在この「今後の取組み」にもありますけれども、諸手続を経て可及的速やかにそれを改正するという取組みをいただいているということについて、私たち東京都としては高く評価をさせていただいております。是非これを急いでいただいて、確実なものにさせていただきたいという要望でございます。

それから42ページですけれども、インターネットのいわゆるECネットワークが評価では紛争解決支援に有効に機能しているというお話もありました。ただ、現在は助言辺りが

中心で、これから更に大きく育てていきたいということで我々も大変期待しているのですが、現状でまずどのくらいカバーしているのでしょうか。一応評価をされているわけなので、その一つの根拠ということでどのくらいカバーされているのか。そういう紛争解決支援においてですね。それから、将来これをどういうふうに育てていきたいのか。どのくらいのレベルでこういった民間のADR機関が機能していくのか。そのイメージでもいいですし、具体的な目標か何かがあればお示しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

経済産業省(井川良 情報経済課課長補佐)まず現状ですけれども、平成18年4月から実際にトラブルの相談として持ち込まれたもの五百数十件程度と伺っています。それで、実際に昨年度は先ほど申し上げたとおり助言という形で終わっているものが大半でございます。実際にあっせんまで至るケースというのは少ないというのが実情です。これは相談の内容の中で、例えばワンクリック詐欺のような形でなかなかあっせんにまで至るような相談が寄せられないというのが主たる原因だろうと思っております。

また、まだECネットワーク自体の存在、我々はいろいろな場で、これは民間の団体でありますけれども、こういう機関があるということを周知するようということでも協力もしているんですけれども、まだまだそのPRが不足しているところがあるのかもしれない。将来的にどのレベルという具体的なイメージはすみませんが、まだ明確な形でお示しできるものではないですけれども、現状は今、申し上げたような形です。

松本部会長 山口委員、どうぞ。

山口委員 公正取引委員会に伺いたいのですが、景表法について積極的に運用されていることについては高く評価したいと思うんです。今はまだ弁護士会でも検討中なのですが、この景品表示法違反の行為について排除命令を出されるということについては、それはそれでいいとしても、例えば原状回復命令といいますか、事案によっては当然消費者の方はぎまんの、あるいは虚偽的な表示をする商品であれば、知っていたら買わなかったというような場合、例えば契約の解除等、キャンセルを申し出る消費者については、消費者契約解除に応じてお金を返しなさい、あるいは原状回復しなさいというようなことまで効果をもたらすようなことができないのでしょうか。これをもし本当にするとしたら法律改正しなければいけないと思うんですが、そこら辺の検討の余地はないのか。あるいは、そこら辺についてどういうふうにお考えになっているのかをお聞かせいただければと思います。

公正取引委員会(粕淵功 消費者取引課長)景品表示法といいますのは、独占禁止法の特例法という形になっております。このため、公正かつ自由な競争の維持という観点から景品表示法を見なければいけない。そうすると、今の法体系の中でそこまで求めるというのはちょっと難しいかなということが1つございます。

もう一つは、さはさりながらこういう問題について排除命令だけでいいのかという議論はいろいろなところで御指摘があります。そういう意味では今、内閣府の方で独占禁止法の基本問題懇談会というものがあまして、その中でこういうぎまんの顧客誘引も含め

た不公正な取引方法の措置の在り方ということについて議論がなされていると聞いております。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 経済産業省さんにお伺いしたいんですけれども、まず施策 13 の都道府県の評価と監視のところは余りにもあっさり書かれていて、こういうペーパーを読んだときに何が検討されてどういうふうに政令を改正しようとしているのかがこの行からは全然読み取れないんです。スペースもあることですし、もう少し丁寧に書いていただけるといいと思います。

それと合わせて、各都道府県で非常に温度差があるというか、処分についてまだ全くやっていないところもあると聞いていますけれども、せっかくこういうふうに都道府県の知事にこの権限が移って知事もできるようになった場合、全国の都道府県で積極的にそれができるように、これは前の 11 のところと一緒になりますけれども、何かネットワークをつくられたり、いろいろ努力はしておられると思いますが、効果的にそれが行われるような努力をしていただくということもどこかに書き込んでいただけるといいと思います。

それから総務省さんにお伺いしたいのですが、迷惑メールは前回のときにも話が出ていたと思いますけれども、努力はしていてもなかなか現実に減ったなとは思えない状況であらうと思うんです。フィルタリングとか何かで自分の目の前にこないようにはなっているけど、海外からのメールというのはなかなか止められない状況にあるのではないかと思います。それで、いろいろなところと覚書を交換したり、技術的なこともやっておられると思いますが、もう少し何とかならないのか。また法律の改正の検討の時期もくると思いますので、それで効果があるかどうかはわかりませんが、物事の考え方としてはアウトからオプトインへというふうにまず 1 つは考えてもいいのではないかと思います。それから、数字でももう少し表せないかということがたしか前回この場での御質問にもあったと思うんですけれども、その把握の仕方というものがこの 1 年の中ではできなかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

経済産業省(安井正也 消費経済政策課長) まず特商法の関係のところですが、今、実は最終段階までできていますので、もしかしたらこれが出るころにはもっと前進している可能性が高いので、それに合わせた書きぶりをします。

総務省(古市裕久 消費者行政課長) 先ほどは時間の関係で割愛してしまいましたが、40 ページの「有効性」のところにありますとおり、実は一昨年の資料では日本は迷惑メール発信ワーストテンに入っていたわけですが、現在はいろいろな努力によってランク外ということで、日本発の迷惑メールというのは減っているのではないかと評価を世界的にもされているわけですが、今、御指摘がありましたとおり海外発の迷惑メールが増えているのではないかとということでございまして、これは国際連携が必要だと思っております。また先ほど御指摘がありましたとおり特定電子メール法の見直しは来年ということでございますので、先ほど御指摘がありましたオプトインの考

え方、あるいはそれだけに限らず全体的な迷惑メール対策のこれまでの評価、それから現在の特定電子メール法の有効性を含めて、総合的に今後検討していかなくてはならないと考えているところでございます。

松本部長 山口委員、どうぞ。

山口委員 先ほど景品表示法の関係で法体系上、必ずしもできないというお話がありました。必ずしもそうは思いませんが、それはそれとして通し番号 32 ページの関係で経産省の方に伺いたいんですけれども、確かに積極的に業務停止命令、あるいは改善命令を出していただいて非常に評価できると思うんですが、特に例えば私ども弁護士サイドから見ますとノヴァの問題について非常にタイムリーに調査をされて、その後、最高裁の判決が出たりして、被害の抑止という観点では非常に効果的だったと思うんです。

ただ、被害の回復という観点からしますと、これは弁護士の仕事で勝手にやれということになるのかもしれませんが、要するに納得できないで被害回復をどうしようかと迷っている。要するに、中途解約をして必ずしも十分なお金が戻ってこない。しかし、戻ってこないといってもせいぜい 10 万、20 万、30 万円の被害なものだから、弁護士に頼んでまで被害回復ということはできない。しかし、釈然としないものが残っている。あるいは、解約したいんだけど、今、解約すると損するものだから、遠くのノヴァの教室まで通わざるを得ない。

そういう形で、被害回復の観点から言うと、これは弁護士の責任と言われればそれまでかもしれませんが、消費者サイドから言うとなかなか被害を取り戻すところまでいかないというところがあるんですけれども、そこら辺については業務停止命令を出され、課税命令を出される中で、被害回復という観点から何か工夫がないのか。そこら辺についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

経済産業省（諏訪園貞明 消費経済対策課長）山口先生、ノヴァの話は御案内のように立入検査には経済産業省が今年 2 月に入っております、経済産業省は報道でもそういったことが出ていまして、私どもはそれを否定しておりませんが、ただ、現在検査中でございます、いずれ検査結果が出たところで公表し、また、御案内のように特定商取引法では不実の告知等があった場合には、それが認定されれば抗弁権の接続というものがございまして、割取法の方でのクレジットについては抗弁権の接続が効きますので、そういった意味での被害回復というのは図られるということです。

ただ、いずれにしてもこの問題は現在検査中でございますので、引き続き鋭意努力をしているというところでございます。

松本部長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

山口委員 ノヴァの件だけではなくて、先ほどの景品表示法と同じなんです、この業務改善命令あるいは業務停止命令を出すに当たって、そういう問題があるんだから被害者に返しなさい、あるいは契約の取消しなどの申出があった場合には積極的にそれに応じなさいというような命令を付随して出すという余地はないのかどうか。そこら辺はどうなん

でしょうか。

経済産業省（諏訪園貞明 消費経済対策課長）一般的に業務停止命令をするときには、債務の不履行みたいな話があればそれも違反行為でございますので、それは当然業務停止命令の理由の一つとして挙げております。

また、先ほどから申し上げていますように、いわゆるクレジット契約をしている場合は抗弁権の接続が効きますので、そういった場合には支払いを停止することができますし、既払金の問題は別途ございますが、いずれにしてもこれまでさまざまなケースで私どもは業務停止命令をすると同時に、消費生活センターのあっせん等もあって、被害の回復も同時的に今のような制度の下で図られているというふうに聞いているところでございます。

松本部長 長田委員、どうぞ。

長田委員 施策21のオンラインでのADRの件なのですが、ここは評価と監視とそのまま読むと非常に相談がいっぱいきていて、有効に機能しているというふうに読めてしまうんですけども、やはりまだまだ多分課題が多いということが知られていないというところが一番の課題なんだろうと思いますので、それはそれできちんともう少し皆さんにお知らせしなければいけないんだということ自体もちゃんと書いておいた方が、次に何をなすべきかということがわかると思うんです。年間で五百数十件というのが多いのか少ないのかはあれですけども、オンラインでできるということは本当はもっと皆さんが気楽にいろいろなところでできることになるはずですので、それをもう少し厳しく評価しておいた方がいいのではないかと私は思いました。

松本部長 では、原委員どうぞ。

原委員 山口委員に続いてと思いましたが、今こちらのオンラインの紛争の仕組みの発言もありましたので、これについても話しておきたいと思えます。

司法制度改革のADRの検討会でも、このオンラインの紛争解決はADRが有効ではないかということで非常に注目していた分野でもありますので、ECネットワークだけ掲げられていますけれども、全体的にどういう仕組みづくりをしていくのかということも施策として書き込んでいただいて、それでECネットワークの位置付けということも書いていただいた方が全体の方向性が見えるように思いますのでお願いしたいと思えます。

それから、山口委員が先ほどから度々御発言になっていらっしゃることは私も非常に感じるところで、消費者被害の救済というのはすごく難しい。原状回復も、それから被害救済も困難なところで、これは特商法でやれることとか景表法でやれることとかいろいろな工夫もあるかと思えますけれども、私は消費者政策としてどういうふうを考えていくのかということをもまず検討して、それで特商法でできること、景表法でできることというような形で、是非課題として何か組み立てていただきたいという感じがしております。これは、最終的な意見のところになるかと思えますけれども、お願いしたいと思えます。

松本部長 ほかに御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

(前半関係者退室・ 後半関係者入室)

松本部長 続きまして、「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」の後半の施策について審議を行いたいと思います。施策は 12、14、15、16、17、18、20 です。担当省庁は金融庁、経済産業省、農林水産省、法務省です。

金融庁(尾崎有 企画課信用制度参事官室企画調整官)金融庁信用制度参事官室の尾崎と申します。 施策番号 12 の消費者信用分野における諸問題については、貸金業制度の将来的な在り方を含め、消費者信用全体の観点から検討するという施策について申し上げます。

これは特に貸金とクレジットを意識したものであると思われましても、近年の貸金業をめぐる最高裁判決とか多重債務問題の深刻化を受けまして、貸金業法制の改正を先行させまして、昨年の 12 月に改正法が成立し、今年の 1 月から順次施行されるという状況になっております。

したがって、現状で消費者信用全体の観点からという点につきましては限界があるという事は否めませんが、他方で昨年末に設置した多重債務者対策本部が先日取りまとめた多重債務問題改善プログラムでは、銀行やクレジットの利用者を含めた多重債務者の予防、救済に資する施策を盛り込んでいるところであります。

また、経産省においては現在割賦販売法の改正のための議論が行われていると承知しておりますので、必要に応じて連携してまいりたいと考えております。施策番号 12 については以上でございます。

経済産業省(船矢祐二 取引信用課長)経済産業省取引信用課長でございます。

経済産業省の関係でありますけれども、まず貸金業制度の在り方について、貸金業制度等に関する懇談会が金融庁で開かれておりましたが、これには経済産業省もオブザーバーとして参加をしておりましたし、その後の政府としての多重債務対策の取りまとめに当たっても経済産業省もメンバーとして検討に参加をしておりました。

それからクレジットの関係でありますけれども、クレジットについては販売に関わる信用供与ということで、特に悪質商法と結び付いたといえますが、悪質商法的な取引にクレジットを付けるということに起因するトラブルが多いという実態を踏まえて、産業構造審議会の割賦販売分科会、その下に更に基本問題小委員会というものを設置して、平成 17 年 11 月以降、検討を行ってきておりまして、昨年 18 年 6 月に論点整理をしたところでありますけれども、更に割賦販売法という法律の改正も視野に入れて、今年の 2 月からまた基本問題小委員会を再開して、今まで 5 回ほど審議を行ってきたところでありますが、6 月に中間的な整理をした上で、更に秋以降も議論を深めることにしております。

それで、分野横断的・包括的な視点ということでありましても、貸金業法が改正をされたということも踏まえて、そういう内容も念頭に置きながら、販売信用の分野固有の部分もありますし、あるいは共通的な問題もあると思いますので、そういうことも含めて検討をしているところでございます。

すみません。私の関係は内容的に重なることが多いので続けて説明させていただきたいのですが、ちょっと飛びますが 17 番、38 ページに「クレジット取引に関し、過剰と信の防止、信用情報機関の適切な活用等について検討を進める」とございますけれども、これについても今の割賦販売分科会基本問題小委員会でこういうテーマについて法改正も視野に入れながら今、検討を行っているところでございますし、続く 18 ページの「悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責任と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する」ということも検討事項の中に含まれているところでございます。

更にもう一点、20 番で 41 ページです。これは「インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保を図るため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視する」ということであります。これについては、昨年の研究会あるいは審議会を踏まえて、クレジット産業協会という業界団体において検討を進めているということでもありますので、その動きを注視するとともに法律的な手当てが必要な分野については先ほどの審議会の中で合わせて検討をしているところでございます。以上です。

経済産業省（正田聡 商務課課長補佐）経済産業省商務課の正田と申します。

36 ページの 15 番でございますけれども、海外商品先物取引についての取組みを簡単に御説明申し上げたいと思います。

左側の黒丸の 1 番で書いてございますが、現在、法規制も行われております海外商品先物につきましては、22 社に対して精力的にヒアリングを行わせていただきまして実態把握を行うということでございます。こうした過程で、社内のコンプライアンスですとか、消費者への勧誘の方法とか、こういったものについて適正化の指導等を行うという作業をしてございます。

それから、左側の黒丸の 3 番目にございますけれども、未規制分野の海外商品先物オプション取引あるいはロコ・ロンドン取引という問題がございます。これについては被害が非常に大きく、非常に拡大しているという状況がございますので、注意喚起をホームページで行うということのほかに、黒丸の 4 つ目の一番下でございますけれども、現在、特定商取引法において規制の対象に加えるべくこれについて調整をしております、近々パブリックコメントにかけましてこの規制対象に加えていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

金融庁（松本圭介 市場課金融商品取引法令準備室総括補佐）すみません。順番が前後しましたが、14 番でございます。金融庁でございますけれども、「金融商品取引法」が公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑な施行に向けて準備を進める」という項目でございます。

左側の最初の黒ポツでございますけれども、先の4月13日に関係する政令、内閣府令案等を公表いたしましたして、翌14日から5月21日まで、パブリックコメント期間を38日間確保しまして、現在御意見を募集しているところでございます。その他、下の方のポツですが、この法制は非常に大きなものでございますので、パンフレットの作成ですとか、あるいは説明会などを通じまして制度の周知広報を図っているところでございます。

今後の予定は右側でございますけれども、法の施行期限は今年の12月ということですが、利用者保護の観点からできる限り早期の施行が望ましいこと等を踏まえまして、本年9月ごろの本格施行を目指すということで引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

農林水産省（田邊浩之 商品取引監理官監理官補佐）農水省でございます。農水省も海外商品先物取引について簡単に申し上げますと、先ほど経済産業省商務課の方から御説明のあったとおりでございますして、農水省としても経済産業省と連携を図りつつ、今後とも消費者トラブル防止の観点から適切に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

金融庁（尾崎有 企画課信用制度参事官室企画調整官）金融庁ですけれども、先ほど12番で申し上げたことと関連している16番の施策について。「貸金業制度等に関し、金利規制のあり方、過剰貸付けの防止、契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進める」というところですが、金利規制、過剰貸付けの防止や契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法等の点につきましては貸金業の改正、それからカウンセリング等や金融経済教育につきましては先日公表されました多重債務者対策本部における多重債務問題改善プログラムにおいて対応いたしましたところでございます。以上です。

松本部長 ありがとうございます。非常に多くの項目について、多くの省庁から御説明いただきましたが、どうぞ御質問、御意見がおありの方はお出してください。

では、山口委員どうぞ。

山口委員 農水省と経産省に商品先物取引あるいはロコ・ロンドンの問題について伺いたいのですが、その関係から言いますと36ページ、35ページ辺りですけれども、ロコ・ロンドンの事件、つまりこういう海外商品先物オプションというこれまでの商品先物や金融商品先物などの規制の枠から外れたような商品を、事業者が本当に網の目をくぐっているという考え出してやってくるわけですね。これは、特商法の指定役務とするだけではやはり解決できないのではないかと。もう少し網の目をきちんと広げたような規制法をつくらないと、またいろいろ事業者が考えてくるのではないかと。思うんです。

実は35ページに書かれていますが、金融商品取引法の施行令が今パブリックオピニオンに付されていますけれども、電話帳5、6冊分くらいの膨大なもので、とてもじゃないけれども、消費者が相手にできるような法律ではない。もちろん事業法だという性格もあるんですけど、これは本当に大変な苦労だったと思うのですが、もう少しシンプル

な網羅的な扱い勝手のいいものにできないのだろうか。金融商品取引法ができた段階から、この法律はすごいねと。読むだけですすごいというんだからつくった方は大変だったと思うんですけども、もうちょっとシンプルにできないものなんだろうか。

結局、複雑怪奇すぎるがゆえに、こういう規制の網から漏れが出てしまうことになってしまっております。この種の事業者の人たちと話していると、昔は問屋で相場をやっていた人たちがそういう問屋さんが流通革命で業務がなくなってきているものですから職場がなくなって、怪しげだからやめた方がいいよと繰り返し言うんだけれども、ほかに飯を食う場所がないからということで、結局飯の食い場を求めて、相場取引の関係で網の目をくぐれるところがあればどこか考え出して悪質な金もうけに走ってしまうんです。消費者だけでなく、事業者の手足となる彼らを不幸な目に遭わないためにも、きちんとした網羅的なものをつくらないと解決しないのではないかと思います。ロコ・ロンドンについてはもうこれだけではだめなんじゃないかということと合わせて、つくったばかり今お疲れの状況だと思いますし、また新しく考え直せと言っても大変だというのは本当によくわかるのですが、一回頭を冷やしてそこら辺を考える余地がないんだろうかということこそ是非お聞かせいただきたいと思います。

経済産業省（正田聡 商務課課長補佐）1点目のロコ・ロンドン海外先物オプション取引といったところについての御指摘でございますが、まさに我々もそのとおりだと思っております。ある一定の規制分野をつくとその網の目を抜けていき、それを追いかけていくと次のところにいくという状況でございますので、早期に対処するという観点からはまずこの特定商取引法の体系で規制をしますが、その規制の仕方について、我々も業者が未規制分野に逃げていくという状況があるものですから、近々にはパブリックコメントを出させていただくことにはなるとは思います。現時点ではそこを包括的にできるだけ逃げる場所がないように、そういった観点を含めて、ロコ・ロンドンとその海先オプションだけとか、そういうことではなくて、その観点は十分に踏まえた上で特定商取引法の規制対象の在り方というものを今、内部で調整しております。近々国民の皆様にお諮りできるということになろうかと思います。

これに関しましては、海外商品先物取引法など、別法もございますけれども、法改正という作業よりも、まずは政令改正などで早期に緊急に対処できるように特定商取引法の方での規制を考えていく。その際には、御指摘の観点を踏まえて規制の在り方を今、内部で調整しているということでございます。以上でございます。

金融庁（松本圭介 市場課金融商品取引法令準備室総括補佐）電話帳という御指摘をいただきまして大変恐縮でございますけれども、法文といたしましてはいろいろな規制の網というものは今まで透き間があった分野につきまして新しい規制をかけていくということで、どうしても明確性という観点が問われるものですから法文としてはやや分厚いものになってしまいますけれども、別途さまざまな説明資料などをつくらせていただいておりますし、当方としてもいろいろ周知広報のやり方については工夫をしていきたいと考えて

ございます。何とぞ御理解いただければ幸いです。

松本部長 原委員、どうぞ。

原委員 2つなのですが、1つは経済産業省と農水省で管轄をしていらっしゃる15の施策の海外商品先物取引です。

今、御説明がありましたけれども、やはり「監視(今後の取組み)」のところはもっと明確に方向性を、今、御回答になれましたが、それを含めて書いていただいた方がいいと思います。大変トラブルが多くて、一応特定商取引法のところで販売勧誘の場面を見ましょう。それから、重要事項の説明義務については金融商品販売法の中に入れるということで見ましょうということになっていますので、少なくともその2つでまとめの第1段階はそこをやりたいということになると思います。

それから、第2段階はやはりその法律を改正する。それから、第3段階が金融商品取引とともに金融商品取引法の中に入れていただくという3つくらいのステップがあるように思っていて、今は第1段階のところだということを確認に書かれて「今後の取組み」を出されないと、恐らく先物取引からはやはり個人は撤退した方がいいよということに私はなるという感じがしておりますので、ステップアップをお願いしたいと思います。

それから貸金の話なのですが、33ページで施策ナンバーは12です。自分も関わっていたので内容的なところは了解しているのですが、これは担当省庁が金融庁と経済産業省と関係省庁となっています。それで、これは内閣府へのお願いなのですが、ここにもありますように有識者会議が開かれていてオブザーバーとして各省庁が参加していらっしゃったのですが、もともとは多重債務対策本部で内閣府の政府の中にあります。これは各省庁が同等なレベルで参画をしていた組織とっておいて、この「評価」のところは金融庁と経済産業省だけではなくて少なくとも総務省、内閣府、警察、文部科学省ですね。この取組みを是非「評価」と、「今後の取組み」の中に盛り込んでいただきたいと思っております。以上です。

内閣府(井内正敏 消費者企画課長)御意見は承りましたので、調整するようにいたします。

松本部長 宮川委員、どうぞ。

宮川委員 私からは、20番と18番のところ。1つは御質問と、もう一つは要望ということ。

まず20番の方なのですが、確かに情報漏洩が発生してしまえば消費者の信頼は大変揺らぐわけですから、事業者が適切に取り組んでいくことが非常に重要だということはよく理解できます。実は私もこのガイドラインというものがどういうものなのかということでもちょっと見てみたのですが、これはなかなか大変だなというような印象を持っています。実際にクレジットカード情報についての取扱いの記載も追加されたということで、その点については大変評価はするのですが、「今後の取組み」のところで見ますと、小委員会での検討を進めるとともに事業者の取組みを注視する。注視することは確かに大事なんで

しょうけれども、注視してどうするのかという部分がもう少しあってもいいんじゃないかという感じがしております。それについてどうお考えなのかということをお聞かせいただきたいということが1点です。

それから、なりすましの購入などが今いろいろ問題になっていると思うんですけれども、現状においてその辺の被害実態というのはどんなものなのかをつかんでいらっしゃるのか。つかんでいらっしゃれば教えていただきたいということです。

それから18番ですが、私は東京都なんですけれども、悪質事業者をいろいろ規制するというか、取り締まる立場で非常にこの辺のところは問題だと思っております。この「評価」のところにもありますように、「悪質商法を助長する不適正与信を排除する」。これは非常に重要な視点だと思っております。そういうことで、消費者の保護のためにはもちろんこの問題も含めていろいろな問題はあるわけですけれども、この割販法の改正というものは是非とも必要であると思っております。かねてから私どもの方もその必要性を訴えてきたわけですが、これは要望なんですけれども、経済産業省におかれては割販法の改正を是非不転の決意で臨んでいただきたいということでよろしく申し上げます。

松本部長 それでは、御質問の部分についてお願いいたします。

経済産業省（船矢祐二 取引信用課長）20番のところでありまして、まず事業者の取組みについては経済産業省としてガイドラインの改定をしたばかりのところでありまして、今後その取組みについて注視すると書いておりますが、もう少し具体的に言いますと、まず日常レベルでは個人情報保護法に基づく認定団体というものがあります。クレジットの関係でも業界による認定団体がありますけれども、その認定団体においてやや軽微な情報漏洩というか、社員が誤って漏洩をしてしまったというようなものについて逐一報告をさせるとともに、社内体制はどういう点が不備であるのかということケーススタディ的に検証しながらさらなる社内体制の強化を図っていただくとともに、その状況について我々もウォッチをしているということであります。

それに加えて重大なといいますか、あるいは悪質な事例につきましては、先般も3月末にクレジット会社2社による個人情報情報の漏洩というものがありました。これについては個人情報保護法第34条に基づく勧告というものを出したところでありまして、今後もそういう事案については厳しく対応して、安全管理体制の強化を役所として自ら求めていくということであろうと思っております。

加えて、一般法である個人情報保護法では規制の弱さというものが若干あるのではないかという指摘もありますし、特にこの信用分野、金融信用というものは医療、情報通信と並んで特別な対応をすべきというような附帯決議などもありますので、そういう点も踏まえて先ほどの割賦販売分科会基本問題小委員会の中でも今後検討していくことにしております。

それから、なりすまし購入であるとか、その被害実態ということですが、いわゆる物理的なクレジットカードの偽造などによる被害ということについては刑法で対応して以来、

減っているわけでありまして、今、被害というものはインターネットでクレジットカード番号なり有効期限を打ち込むだけで決済ができるという状況の中で、今、申し上げたような情報漏洩に起因して被害が出てきます。先ほど認定団体にクレジット事業者から御報告があったりして、そういう中で被害実態というのをつかもうとしているところではありますが、残念ながら網羅的な統計があるわけではありませんし、なおかつ今、手元に資料がないので数値的なことは申し上げられませんけれども、できるだけそういう事業者からの報告ということで被害実態をつかもうとしているところでございます。

経済産業省（正田聡 商務課課長補佐）先ほど原先生から御指摘がありましたことで、ちょっと前後して申し訳ありませんが、36 ページ、15 番の海外商品先物取引などについての御指摘でございまして、中長期的視点に立ってきちんと考えるべきではないか。特に 1 段階目は特商法、民事効は、金販法でやる。2 段階目は海外商品先物取引法の改正、3 番目は金商法でという御指摘がございました。一つの重要な御意見でございまして、まさに今回我々が特商法なりで手当てをして終わりということではなくて、きちんと中長期の視点を持って、これを踏まえて取り組むべきだし、ここも記載すべきだということは重要な御指摘だと思っております。

ただ、他方で中長期的な方策としてどのようなステップで、どのような内容で取り組んでいくかということにつきましては、これは今後きちんと内容も考え、内容に合った規制体系を考えるという視点が重要でございますので、これからこういうふうに全部決めてやっていくというところまではもちろんなかなかこの時点では申し上げにくいのですが、ただ、おっしゃられたようにこれで終わりではなくてきちんと中長期的視点を考えるという部分は、御指摘を踏まえてこの書き方、それから我々が政策を行うに際しても十分に踏まえてやって参りたいと思います。以上でございます。

松本部会長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 37 ページの 16 番の質問だけなんですけれども、右の一番下に多重債務問題改善プログラムのことが出ていまして、今春を目途に本部において策定し、と書いてあるんですが、今春というともうできていると考えてよろしいのでしょうか。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）これは集めた時点で変えればよかったんですけども、変えておりませんが、御承知のように決定しておりますので、今後フォローアップもするとか、そういうプログラムが出てきておりますので、こちらはリニューアルすることを両省庁さんにお願いますし、先ほどの原委員の御指摘も踏まえて整理させていただこうと思っております。

原委員 先ほど言い落としてしまいましたが、文部科学省も絶対聞いてください。お願いします。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）御意見は承りましたので。

松本部会長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、山口委員どうぞ。

山口委員 金融庁の方に1つと経済産業省に1つ伺いたいのですが、中心的には33ページの関係です。

貸金業の規制で今、施行令等を検討中だと思うんですが、今、起こっております問題は貸金業者が次々と整理統合あるいは吸収合併等をされておりまして、その関係で過去5年、10年の取引履歴の開示を請求いたしますと、新しく事業を譲り受けた会社の方で前の会社の分はわかりませんというような形で過払金の返還を免れようとするのがかなりあるように思うんです。そこら辺については当然対策を考えておられると思うんですが、具体的にどういうふうにお考えなのかが1つです。

それから経産省の関係で言いますと、金融庁の方では今、申し上げたように抜本的な改正をしていただいた関係で事業者の整理統合その他が始まっているわけですね。それで、クレジット業界においてはまだ暴力団がやっているような海外販売に提携してみたりとか、なお悪質な事業者等を考えざるを得ないような、十分チェックをしていないような事業者がまだ生き残っているといいですか、ばっこしているように思うんです。どうしても経済産業省の方々とお話をしていると、やはり事業者育成官庁なのかなと。クレジット事業者がひとつでもつぶれたらどうするんですかというようなことが発想として出てくる。やはりこれはつぶれてもしょうがないんじゃないかというくらいの発想で厳しくやっていただかないとまずいのではないかと。

例えば、融資限度額をきちんと割賦販売法で定めたらどうですかとか、あるいは抗弁権の接続、切断だけではなくて既払金の返還金まで法律で定めたらどうですかというようなことをお話をしますと、そんなことをやったら事業者がつぶれますよとおっしゃる。でも、事業者がつぶれるぐらいの法規制をしないと、やはり悪徳なクレジットを利用した悪質商法はなくなるんじゃないかと思うので、私は率直に言って経産省も金融庁を見習って発想を転換されたらどうかと思うんですが、そこら辺についてちょっと伺いたいんですけども。

松本部長 では、まず金融庁さんからどうぞ。

金融庁（尾崎有 企画課信用制度参事官室企画調整官）債権譲渡とか営業譲渡を行ったときに、どちらの方がそれまで行われていた取引に関する書類を持っているべきなのかという問題だと思います。基本的に将来に行われる取引内容は新しいところが持っているべきだというのは当然のことなんですけれども、過去の取引につきましてすべて新しく譲り受けたところが持っていなければいけないのか、多分そういう問題だと思うんですけれども、その問題につきましては我々の部内でも今、議論がありまして、今後政省令そのものではなくて解釈の問題なのかもしれませんけれども、パブリックコメントを出していただく段階で明らかにできるのではないかと思います。どちらが一番妥当な姿なのかということに関して実態等も把握する必要がありますので、その点につきましてここでは回答を控えさせていただきます。

経済産業省（船矢祐二 取引信用課長）割賦販売法見直しに向けた議論の中で、今、御指摘がありましたような点も含めて検討しているところでありませぬけれども、例えば既払金の返還を認めるべきではないかというような御意見もその中で出ているということでありませぬ。

そういう中で、特にクレジット会社が悪質な販売勧誘行為を行っているような加盟店を十分に調査をして、個々具体の与信の判断を行う際に、そういった加盟店の勧誘行為の悪質性といった点も含めてしっかり審査をするということを法律上、義務づけるべきではないかというような点も論点になっておりませぬし、先ほどの既払金の返還云々というものもまさにこれを法的義務とした場合の効果として出てくるのではないかというような議論もございませぬ。

そういうことでありませぬして、経済産業省として企業がつぶれるのが困るから反対をするとか、そういう発想で検討を行っているわけではありませぬで、消費者トラブルの実態を踏まえて効果的な在り方はどうであるかということ、それに加えて当然民事ルールなどに踏み込みませぬと、既存の民法体系との整合性という法律論でありませぬとか、あるいはクレジットの場合、貸金との相違点として普通の消費者が日常のお買い物的手段として使っているという利便性もありませぬから、それを損なってははいけないう観点もありませぬので、そういうところをいろいろ考慮しながら検討をしているところございませぬ。

松本部長 原委員、どうぞ。

原委員 私はこの割賦の基本問題小委員会に加わっておりませぬので、そこの雰囲気から感じるところなのでありませぬけれども、昨日3回目の会議が開かれたのですが、事業者側の委員の方に消費者問題についてきちんと理解をしておいていただきたいということを感じておりませぬ。昨日も、年金だけで暮らしている方とか、そういった方々に1,000万円くらいの与信を組んだりしているわけですね。こういった事例に対して、どうしてそんなに次々に買うんだ。やはりそれは消費者が自立すべきだというような御発言を最後になさったのでありませぬけれども、私はそれは違うと思っておりませぬして、消費者は非常に多様なので、だからこそプロである事業者が過剰与信を自分たちで戒めてきちんとやるんだ。自分たちの規律としてやるのだという発想にならないということが根本的に話が違っていくようなところがありませぬして、是非事業者側に消費者問題についての基本的な理解をお願いしたいと考えておりませぬ。昨日、言うべきでしたが。

松本部長 ほかに御意見等はございませぬか。

もしございませぬようでしたら、そろそろ定刻ですので、これで質疑は終えたいと思ひませぬ。御担当の省庁の皆様方、どうもありがとうございました。

午前中の審議はこれで終了ということになります。昼食が用意されておりませぬので、御都合のいい方はどうぞお召し上がりください。

また、午後のヒアリングは1時から再開いたしますので、よろしく御参集をお願いいたします。

午後の部

早川部会長代理 それでは、午後の部を始めさせていただきます。松本部会長の代わりに、午後からのヒアリングの進行を務めさせていただきます早川と申します。何分にも不慣れですので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に「消費者からの苦情相談の活用」というところから始めてまいりたいと思います。通しページでは66ページですけれども、担当省庁は内閣府と法務省です。よろしくお願いいたします。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）内閣府消費者調整課長の西村です。よろしくお願いいたします。

法務省ほか、いろいろな団体と一緒に相談してつくったペーパーですけれども、まとめて私の方から説明させていただきます。

宿題が2つありまして、1つは消費生活センターと日本司法支援センター、いわゆる法テラスと緊密な連携・協力関係の在り方を検討しなさいということが1つです。もう一つは、左色の欄の下の方にあります四角で囲ってあるところで、国・地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関団体によるネットワークの在り方について検討しなさい。この2つ、ともに、左にるるありますように、17年から18年にかけていろいろ会議を重ねまして、既に実施済みという段階になっております。

右側の「監視」、「評価」の欄ですけれども、ここにありますように右下の「監視」のところでは、既に国民生活センターにおいてはホームページでもってADRコーナーというものを設けましていろいろな情報を提供しております。また、法テラスにおいては全国に50あります各地方事務所におきまして地方協議会というものを開催しまして、ここに地元の消費生活センターなども加わっているいろいろな連携を図っているという実態があります。いわば情報共有がうまく進んでいるということが言えるかと思えます。説明は以上です。

早川部会長代理 ありがとうございます。

内閣府（藤崎耕一 消費者企画課国際室長）次に、項目で言いますと34番、ページで言いますと67番になりますが、e-コンシューマーガバナメント日本語サイトの整備について御説明させていただきます。私、内閣府の生活局国際室長でございますが、公正取引委員会と経済産業省も在席しておりますので、御説明させていただきます。

まずこの概要は前回触れさせていただきましたのでおさらいで見させていただきますと、実は右側の「有効性」の欄に概要がございますが、オンラインショッピングをする際に消費者が知っておくと便利な情報を提供する部分と、それからもう一つはオンライン関連越境取引に関する苦情情報を記入することができる部分という2つから構成されております。もともと英語でこれは発足しておりますけれども、日本語サイトの運営開始を進めていく

ということが目標でございますが、左側の方にあります現在の「スケジュール」は、17年度内に日本語の和訳作業を作成して、それが終わったところですが、そちらを今このサイトを運営しておりますアメリカの連邦取引委員会の方に送って、そのサイトへの搭載依頼というものをやっておりますが、実はその技術的な点での問題がございまして今その点について調整をしております、目標としては18年度より運用を開始するということでございますが、そこが少し19年度にずれ込んで今、調整中の状況でございます。

もちろんこれが完成した暁には、「監視」というところがございますけれども、一般への公開と周知を行って、関係省庁とともにこれを活用していくつもりでございます。以上でございます。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）続きまして施策番号 35、ページで申しますと 68 ページでございます。「国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する」ということになっております。これにつきましては、左側の「検証」のところがございますように、平成 17 年 12 月 19 日に消費者政策担当課長会議で国民生活センターと関係行政機関との連携の強化ということで、小さい字で恐縮なのですが、下に出ていますように、基本的には国民生活センターが各省に提言を行うときは内閣府を通じてということにいたしまして、ただ、複数にまたがってどこの省庁が担当するかというのは各省庁間で情報共有を図る必要があるというものにつきましては、消費者政策担当課長会議の場で決定した上で各省が対応するというようにいたしました。

それに基づいて「政策提言等の状況」ということで、 から まで行っております。これにつきましては、年度が終わった時点でということで、今週の水曜日でございますけれども、公表したのが直近だったということで、ホームページにももちろん公表しておりますが、公表内容につきましては 73 ページまで付けております。各省庁がどのように対応したかということでございます。これにつきましては、消費者政策担当課長会議での議論を経るということで、各省庁間の情報共有も図った上で国民生活センターの提言が実際の各省庁に、今まで以上に反映されるというふうに考えております。

そういうことでございますので、「今後の取組み」でございますけれども、引き続き今のシステムを続けて国民生活センターの提言が施策に、より強力に反映されるように内閣府とともにやっていきたいと考えております。

次に、施策番号 36 でございます。ページで申しますと 74 ページでございます。「消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法について情報を高齢者やその家族、日頃から高齢者に接している周りの方々へ迅速に届ける」ということで、これも御案内のとおりですが、昨年の夏からメールマガジンの「見守り新鮮情報」というものを発行しております。19 年度につきましては、昨年度末ですけれども、高齢消費者の方だけではなくて障害消費者の方にもこういう見守りネットワークということでメールマガジン等を発行して消費者トラブルを避けることが必要だということで、今年度からは見守り、

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止のためということでメールマガジンを発行していくことにしております。

それで、自己評価ということでございますけれども、昨年の夏から昨年度末の15号まで発行しております。

「有効性」でございますけれども、昨年発足後3か月の時点でアンケートをいたしました。発行頻度、文字数、内容、チラシとして配布できるリーフレット版、それぞれについてアンケートを取りましたけれども、満足しているという率がおおむね8割ということで、こちらに書いてありますように大多数が適当であると回答しております。

そういうことで、「今後の取組み」といたしましては引き続き発行を続けますけれども、より情報をキャッチしてから発行するまでの間を短くするという事に留意しつつ、この取組みを広げていきたいと考えております。以上でございます。

早川部会長代理 ありがとうございます。それでは、質疑応答に移りたいと思いますので御意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

では、長田さんどうぞ。

長田委員 施策番号34のe-コンシューマーガバメントは技術的な問題ということでしたけれども、今時こういうことにそんなに手間取るほどの技術的な問題があるのかなとちょっと思ってしまいましたけれども、どういうことでしょうか。

内閣府(藤崎耕一 消費者企画課国際室長)お答えします。「有効性」のところで御説明しましたが、特に苦情情報を書き込む部分はデータと直結する部分でございますので、この苦情情報を書き込む様式はもともと英語ですので、これを日本語化したものをファイルでアメリカ側に送ったんです。それで、アメリカ側の方でそれを試したのですが、結局言語が違いますので、アルファベット形式のものに日本語のフォーマットを結び付けて登録させるということはできないということが判明しました。

そこで、今、私どもの対応として考えているのが、いろいろな専門用語がありますので、英語の苦情登録フォーマットを単純に日本語と対照できる対照表をファイルとして添付するという方法を考えまして、これを改めてアメリカ側に送ってその搭載作業を待っているところです。

早川部会長代理 ほかにございますか。では、山口委員お願いいたします。

山口委員 国民生活センターに集められたPIO-NE T情報の活用の在り方については昨年来いろいろ議論が出ておりますし、これから別の場でも議論がされると思うんですけれども、せっかく今日公正取引委員会の方がおいでになっているということなので、それとの関係で伺いたいと思います。

景品表示法で、先ほど午前中にも議論が出ましたけれども、排除勧告等を出すに当たってPIO-NE T情報はどういうふうに活用されているのか、あるいは全然活用されていないのか。公取委は独自にどういう情報に基づいてこの排除勧告を出すような運用をされているのか。そこら辺の実情を教えてくださいたいと思います。

公正取引委員会（松風景品表示監視室企画調整係長）P I O - N E Tを活用しているかということでございますけれども、P I O - N E Tの方につきましては以前こちらの方でも審議されたと思いますが、我々の方でも活用させていただいております、主に事件の端緒情報とかを探ることについて活用させていただいております。

そう言いつつもP I O - N E Tのみを専ら使っているわけではございませんで、もちろん公正取引委員会独自に集めている申告情報などに基づいてやっておりますので、その中の一部としてP I O - N E Tも活用しているということでございます。

早川部会長代理 ほかにいかがでしょうか。では、大河内委員お願いいたします。

大河内委員 35番ですけれども、内閣府にお聞きしたいのですが、国民生活センターの政策提言があってから各省庁の行政機関がそれに対して報告を挙げてくる。これはどのくらいの期間がかかっているのでしょうか。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）正式な提言をしますよということで内閣府に投げて、次の担当課長会議にかけるということで、消費者政策担当課長会議をこれまではアドホックに開いておりましたけれども、昨年の秋から定期的ということで1か月から2か月ということやっておりますので、センターが提言をまとめてやりますと1か月程度ということになります。それで担当課長会議で正式に提言としてこの枠組みに載せますけれども、その時点で国民生活センターもオブザーバーにありますけれども、担当省庁さんから対応を伺っている。

ただ、取りまとめ、公表というのは今回につきましてはこのような担当課長会議の運用をしましたので、基本的に秋以降のものになっておりますけれども、年度でまとめて公表していこうと考えております。ホームページ上で公表いたしております、今後も続けたいと思っております。

早川部会長代理 では、原委員お願いいたします。

原委員 74ページの施策36ですけれども、「消費者からの苦情相談の活用」ということで悪質商法についての情報を高齢者、障害者にとということで障害者へ拡大なされたところは評価したいと思っておりますが、右の欄の「有効性」のところアンケートを取って20%の回答があって、その回答内容が妥当だというふうに皆さんおっしゃっているから「未然防止、拡大防止が図られていると思慮される」と書かれているのですが、簡単に結論が書かれ過ぎているという感じがします。本当は、有効に活用されているということは高齢者の消費者トラブルがなくなることにならないといけないので、回答結果がよかったからよかったなというのはちょっと早いのではないかと思います。もっと本来そのトラブルの未然防止とか、未然防止はなかなかつかみにくいかもしれませんが、減るということですね。減少するというところを何とか把握できる形での評価方法を確立していただきたいと思っております。以上です。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）御意見ということで承りました。

早川部会長代理 では、長田さんお願いします。

長田委員 まず国民生活センターの政策提言のことですけれども、これは国センさんが政策提言にはならなくてもいろいろな問題提起をしておられますね。その問題提起されているものの中で、今のお話だと公的には提言、対策というものが課長会議のところの日程に合わせていらっしゃるのか、よくわからないんですけれども、日程的に見るとすごく対応が早いんですね。それで、対策がとりにくいものというか、1年かかってしまいましたとか、なかなかそう簡単にはいきませんというようなものは事例としてはなくて皆、一応対策はきっちりとられておられるんですか。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）中には、やはり一部今の枠組みではなかなか難しい。それで検討というものはございます。

ですけれども、これにつきましては先ほども申しましたようにほぼ毎月、1か月から2か月会議を開いておりますので、そこでまた国民生活センターも含めて確認しなくてはいけない、どういう状況かというものはその場で情報供給を図るということでございます。

長田委員 公表を年度でまとめてすることにした理由は何ですか。提言をしてこういうふうに対策がとられているんだったら、決まった時点でどんどん公表していった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、まとめる理由は何でしょう。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）1つには、その会議の場で答えていただくというものそのままということもありますけれども、やはり時間のかかるものもあるということと、あとはやはり区切りでしっかりと整理をして出していった方がいいということで、年度で公表しているということでございます。こういうまとまった形で情報共有していくことがいいのではないかとということでやっております。

早川部会長代理 長田委員よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。では、三木委員お願いいたします。

三木委員 施策番号33の60ページのところですが、左側の「検証」の欄を見ると日本司法支援センターと消費生活センターを含めた各紛争解決機関との連携・協力関係ということが書かれているのですけれども、ほかのところを見ると法テラスから消費生活センターへの情報提供などはよくわかるんですが、それを含めたほかの紛争解決機関との関係というのはどうなっているのかを教えていただければと思います。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）法テラスから消センへ紹介した件数は2,100と出ております。その逆があるかと思って私もちょっと調べてみたんですけれども、消費生活センターが取っているデータとしては少なくとも全国ベースで全部で何件だというものは結局ありませんでした。恐らく相談を受けている個々の案件では、例えば食品安全だったら保健所を紹介したとか、法律関係だったら法テラスを紹介したとか、こういうものは個々にはあると思うんですけれども、全体的に数値としてまとめたものはないというのが現状です。

三木委員 将来的にそういうものがとれるようにしようということはあるんでしょうか。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）そこはできるか、検討してみます。

三木委員 それはよくわかりました。

それから、日本司法支援センターの方から消費生活センター以外の広い意味での紛争解決機関だろうと思いますけれども、そこへの情報提供とか連携のケースというのは何かあるのでしょうか。

法務省 法務省からお答えいたします。もちろん法テラスの方へお問い合わせいただいた案件につきましては、消費生活センター様以外にも弁護士会ですとか、司法書士会ですとか、もろもろ連携先の機関に御紹介をしているところでございます。

三木委員 それについてこういう報告の対象になるような数字とか、検証の材料は何かあるのでしょうか。

法務省 御紹介先の機関等につきましては機関別にデータ等、統計等は取っておりますので、どのような形でお伝えできるかは検討したいと思います。

三木委員 この関係かどうかはわかりませんが、もし可能であれば何らかの形でお教えいただければ、その資料とかがつくられるようでしたらつくっていただければと思います。

早川部会長代理 ほかにはよろしいでしょうか。芝原委員、何か御意見はありませんか。

芝原委員 特にございません。

早川部会長代理 山口委員は、いかがでしょうか。

山口委員 国民生活センターの機能等とも関係するのですが、この相談の機能ですね。つまり、消費者センターは事実上、相談を受けながらあっせん的な機能まで果たしてはいただいていると思うんですけれども、それを更に業者との間に立って電話相談等で事実上解決するというを超えて、あっせん的な機能を正式に持ってもらう、更にそこであっせんが不可能である場合には、これは予算措置との関係が非常にあるのでこれからの検討課題だと思いますが、都道府県の救済委員会あるいは紛争処理委員会等で必ずしも今は十分に機能していませんし、ケースも極めて少ないですが、例えば消費者問題については消費者センターで解決できない場合には都道府県の紛争処理の調停委員会などを設けてそこに申立てができるというような形の解決機能を持たせることはどうか。これはこれから別の場で検討されるかもしれませんが、そこら辺についてどういうふうを考えるのか。あるいは、消費者センターの機能の充実との関係でどういうふうにお考えなのか、今の検討状況をお聞かせいただければと思います。

早川部会長代理 では、よろしく申し上げます。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）それでは、国民生活センターの役割ということですけれども、1つには消費生活センター、あとは自治体の苦情処理委員会等でその問題が処理されているということは重要だと思いますが、非常に東京都さんのように活発にされている自治体と、そうでないところがありますけれども、全体に自治体においてもそのような紛争解決がなされるために、今も地方の消費生活センターから経由相談ということでお受けしておりますが、ほかのあっせんより上の段階のものについて国民生活センターの

方でどうしていくかというのはまさにこれから議論をしていく状況にあります。問題意識は当然持っておりますので、検討するということになるということでございます。よろしいでしょうか。

早川部会長代理 山口委員よろしいでしょうか。

山口委員 はい。

早川部会長代理 では、原委員どうぞよろしくお願いします。

原委員 先ほどの三木委員の発言と重なるところもあって大変恐縮なのですが、施策の33で66ページです。これは、課題としてはもともとは消費生活センターで処理が困難な案件が円滑に解決されるようになっていて、それで最終の行のところには民間ADR機関も含めて関係機関、団体によるネットワークの在り方について検討するというのが本来の施策の趣旨なんですけれども、「監視」の「今後の取組み」のところを見ると国民生活センターはもうちょっと情報提供をするということと、それから司法支援センター、法テラスについては地方協議会を開催するというふうになっていて、個別にその組織がやることだけが書いてあって、本当にその解決のためのネットワークづくりについてどうするのかということはこれでは見えません。

それで、ADR法も今年度施行になりますし、そういうものを含めると法テラスも秋になればちょうど1年たちますから、どういう具合にネットワークを組んでいったらいいかということの連携の在り方みたいなものも今後の取組みの中に当然入ってくると思いますので、是非御検討していただきたいと思います。

早川部会長代理 今の原委員の御意見に対していかがですか。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）今の御意見を承って、その方向でやってみたいと思います。

早川部会長代理 ありがとうございます。では、長田委員お願いします。

長田委員 また35の件ですけれども、国民生活センターが政策提言をして課長会議で報告がなされたものはすべて内閣府のホームページにおいて公表しているということになっていますけれども、国民生活センターには提言先がどうしたかということは当然返されませんね。返されたものが国民生活センターのホームページでも、こう提言したらこうなりましたよということが見られるとすごくわかりやすいと思うのですが、ちょっと見つけにくかったんですけれども。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）結果については、こちらでリンク等を張っているのではありませんので、どういう形がいいか。少なくともこういう形では内閣府はやっておりますので、センターでどうするかは利用とかを含めて、また同じものを載せるのがいいかどうかということもありますけれども、基本的にはリンクを張られていますので見ることができるということかと思えます。

長田委員 そうすると、政策提言のところか何かを見ると、そこにその対応はここかというリンクが張ってあるんですか。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）そういうことではないです。

長田委員 そうじゃないんですよね。自分で探していくと、いずれは内閣府にありましたということになるわけですね。

私たちが普通に政策提言はどうなったかしらと見るときに、内閣府は見ないでやはり国センを見るんです。政策提言をしたところは国センなので。だから、そこがちゃんとあった方が親切だと思います。

内閣府（西村保男 消費者調整課長）今の点については、国民生活センターとも十分相談して、そういうふうな方向でやっていきたいと思っております。

早川部会長代理 ありがとうございます。まだ御意見もおありだと思いますけれども、次の項目も控えておりますので、この辺りで締めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。御担当の省庁の方、どうもありがとうございました。

（ 関係者退室・ 関係者入室 ）

早川部会長代理 それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。 の「環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」ということで、これは通しページですと62ページ、施策番号29から始めてまいりたいと思っております。担当省庁は、経済産業省と環境省です。よろしくお願いたします。

経済産業省（藤井法夫 環境調和産業推進室室長補佐）経済産業省環境調和産業推進室の藤井です。お世話になります。私どもが担当しておりますエコリーフ環境ラベルについて御説明させていただきます。

エコリーフというのは、製品・サービス等の環境負荷をライフサイクル・アセスメント手法という製品の資源の採掘から組み立て、それから製造、販売、消費、回収リサイクルの各製品のライフサイクルの段階でのすべての環境負荷を勘案して環境負荷を分析するという手法なのですが、これがISOの国際基準で手続等は決まっておりますけれども、それについて第三者認証をするという仕組みでございます。

ここに書いてありますとおり、19年4月2日現在で430の製品が対象になっておりますけれども、商品がLCAを適用しているという意味がこのラベルにはあるんですが、更に私どもとしてはそれに付加的に、例えば商品の環境効率などの付加的な情報も付けられないかということで拡大を考えているところでございます。

ちなみに、最近では例えばモスバーガーのモスフードとか、あるいは自動販売機がこの3月にエコリーフを取得するなど、消費者を意識したLCAの適用、それからラベルの取得という動きが出ているということが新しい点でございます。以上です。

経済産業省（奥田修司 資源エネルギー庁省エネルギー対策課課長補佐）資源エネルギー庁省エネルギー対策課の奥田と申します。よろしくお願いたします。続きまして、その下2つでございますけれども、省エネに関するところのラベルの御説明をさせていただきます。

まず1つ目が「省エネルギーラベリング制度」ということでございますけれども、これ

は平成 12 年 8 月から実施をしてきておりまして、家電の販売店などに行っていただきますと目にさせていただくことがあるかと思いますが、グリーンとオレンジの E の形をモチーフにしたマークでございまして、順次平成 12 年から対象機器を追加をしてきておりまして、今年の 2 月からはジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダーをこの制度の対象に加えたとのことになっておりまして、現在その下に書いてあります 16 機器が対象になっております。

これは、省エネ法の中で機器の省エネ制度の基準ということでトップランナー制度というものを運用しておりますけれども、その対象機器になったものの中で主に家庭で使われるものを中心にこういったラベリング制度を実施していこうということで、JISに基づいて規格を定めて実施をしているものでございます。

それからその下でございまして、エネルギー・プログラムということでございます。こちらの方は、OA機器を中心としまして日米の協定の下にアメリカでも同じ制度を運用するというようになっておりまして、コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファックスなどを中心としまして、現在 133 事業者が事業登録をしております。これは、製品にエネルギー・プログラムのマークを付けるというような形で消費者にアピールをしていくというような形になっております。29 は以上でございます。

環境省（上田康治 総務課長補佐）環境省総合政策局の上田でございます。引き続きまして、30 番の化学物質の関係を御報告させていただきます。63 ページになります。

こちらにつきましては、「化学物質と環境円卓会議」という会議を設けまして、その場で会議に供された資料、発言をすべて公開してホームページでPRすることにより、化学物質の情報というものを国民に広く普及するというをまず一つのツールとして挙げさせていただいております。実績で言いますと、去年は 3 回開かせていただいております。また、そのほかに子どもにも親しみやすい、振り仮名も振って小学生でもわかるような化学物質に関する冊子ということで 17 年度から冊子をつくっておりまして、去年は洗剤をテーマに 1 冊つくらせていただいております。

そのほか、化学物質のファクトシートという形で、化学物質ごとに環境中にどのくらい出ているか、どこで使われているか、毒性はどうか、そういったものが一般の消費者の方にわかるような冊子等もつくらせていただいております。63 ページの 30 の については以上でございます。

次に 64 ページで 今度は温暖化防止の国民運動の件でございます。こちらについては、特に市民団体や地方公共団体との連携の強化といったことの指摘をいただいておりますが、これにつきまして地球温暖化防止に係る国民運動における民間団体との連携支援事業という形で、民間から御提案いただいたものを一緒になって進めていくということで、昨年 18 件を採択して実施をするというような形で進めております。

また、温暖化の「チーム・マイナス 6%」全体につきましては、当初クールビズ、ウォームビズといった形で始めましたが、去年の冬以降はオフィスでの取組みといったものか

ら、今度は家庭での取組みというものに注目していただくということで、家エコというふうな形でキャンペーンを張って、多くのメディアに露出できるように各界の著名人の方に賛同を得てPRをしていただいているところでございます。64ページは以上でございます。

最後に65ページ、32番、には「化学物質と環境円卓会議」のことが特掲をされております。こちらについては若干重複しますが、先ほど述べましたように過去20回開催する中、昨年度は3回開催をして、特に地域における化学物質の環境教育、環境教育における連携、またはリスクコミュニケーション、そういったものをテーマに3回ほど開催させていただいているところでございます。以上でございます。

早川部会長代理 どうもありがとうございました。それでは、審議の方に移りたいと思いますが、御意見のある方はどうぞ。いかがでしょうか。

では、原委員お願いいたします。

原委員 62ページの29の環境ラベルについてですけれども、たしか私は消費者基本計画がスタートするときこの環境ラベルのことを是非入れていただきたいということで提言をして入れていただいたと思うのですが、経済産業省だけではなくて環境省と経済産業省と内閣府とで連携をとってやっていただきたいというのが本来の趣旨だったのです。

ですから、エコリーフについての御説明は今ありましたけれども、これはタイプについてだけなので、タイプのエコマーク、それからタイプの自己宣言の部分ですね。この部分についても今、環境省で検討をしていますので、全体的にどこで何をやっていて、消費者への環境情報、ラベルというと何かべたっと張るようなものをイメージしてしまいますけれども、これも内閣府にお願いすることになるかもしれませんが、環境表示ということで、どこで何をやっていてどう進めたらいいかを整理していただけたらと思います。

それで、エコリーフはやはり消費者が直接にというよりはB to B、事業者対事業者のところであって、扱われているような感じもありますので、消費者のところに焦点を絞って今どういう状況になっているかがわかれば書いていただきたいと思います。以上です。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長） どういう形で進められているかということについては、環境省さんは基本的に環境問題でされていますのでシートの書き方を工夫したいと思います。また、調整したいと思います。

早川部会長代理 では、芝原委員お願いします。

芝原委員 昨年度の検証・評価・監視の場でもお願いした記憶があるんですけども、消費者向けにわかってもらうとか、使用者側にわかってもらうためにいろいろな枠組みででき上がっているいろいろな種類の表示があるわけでして、これが非常に消費者にはわかりにくい。

しかも、昨年私が申し上げたのは、私は事業者のはしくれたんですけども、事業者としてもちょっと厄介な面がないわけではない。あちらを立てればこちらが立たずということではないんですけども、これも張り、あれも張りとか、やはりコストがかかる話

ですし、本当にこれが効率的に消費者のため、または環境のためになっているのかどうかという観点から、いろいろな事情でいろいろな種類のものができてしまっているということは十分わかるのですが、何とかもっと整理して、わかりやすく、しかも消費者が少しでもいいものを買うことが楽しくなるといいますか、そういう消費生活をすることによって貢献しているんだということが自分にもわかるような、大きく言うとそういうことを目指したラベルなり、システムなりですね。

それから、こういうことがほかにグリーンコンシューマーであるとか、リサイクルであるとか、リデュースであるとか、いろいろあるわけで、全体がわかる消費者教育も含めて、まとめればいいではないかということでもないんですが、別の意味があるならばあるでいいんだけど、それがちゃんとある程度の方にはわかってもらえるような、両方の作業をもっと今後のところに入れ込んでほしいというのが去年に引き続いてのお願いです。以上です。

早川部会長代理 ほかにはいかがでしょうか。長田委員、お願いします。

長田委員 31番の大きな目的は「チーム・マイナス6%」の定着に向けて市民団体、地方公共団体の連携を強化するのですが、消費者一人ひとりの取組みの促進というものがもともとの大きなところですね。それで、「評価」、「監視」のところを見ていると連携事業で何かそういう公募によってやったものを採択して実施したとか、ニュースレターが好評だとかと書いてあるのですが、最終的に「チーム・マイナス6%」が本当に一人ひとりのところに定着して自分たちの取組みになっているのかどうかというところが、その目的に関してはどうなのかという評価は、まだまだならばまだまだとか、何かそれを書いておいて、では次に具体的にどうすればいいかということになるのではないかと思いますので、お伺いしたいと思います。

環境省（上田康治 総務課長補佐）今回の課題の設定が地方市民団体の連携という形で書いておりませんでした。昨年もう少しこの場で発表させていただいたような記憶があるんですけども、例えばクールビズというものを実施することによって国民がどのくらい周知したかという認知度のパーセントを調べたのですが、そのときに試算を示して、アンケートでは知っているかどうかということと、その結果あなたのオフィスは部屋の温度が下がったかどうかということを知って、その下がったパーセントを取ってどのくらい削減効果があったのか。国全体としてのマndateを考えると非常に小さなものかもしれませんが、数字として見えるような形で合わせて公表を昨年させていただいた経緯はあります。国民一人ひとりになると、それをどうやって把握するかというのは、私も担当課の方から聞いておりませんが、例えば環境基本法に基づいて環境基本計画ということで、そこは全省庁の関係施策が書いてありまして毎年1度点検をすることになっています。それは各省からヒアリングという形で、環境省もヒアリングを受ける形でやるんですが、並行して国民とか事業者にアンケートをすることになっています。そのときに、幾つか行動がどう変わったかというところで、もちろん温暖化といったものも調査の対象になると思

ますのでそれも一つの把握の方法ですし、また温暖化のチームの方でも先ほど言ったようにクールビズとかウォームビズで把握していますので、なるべく数値として見える形でフィードバックできるように今後とも努めていきたいと思っています。

早川部会長代理 ほかによろしいでしょうか。ないようでしたら、次の審議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、担当の省庁の方どうもありがとうございました。次に移りたいと思います。

(関係者退室・ 関係者入室)

早川部会長代理 次は、通し番号 45 ページからです。

内閣府(井内正敏 消費者企画課長) それでは、45 ページの 24 につきましては各省庁でございますので、内閣府分ということで 45 ページをまず御説明いたします。

学校、地域、家庭等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材、指導書等を年度ごとに作成、または配布するというところでございますけれども、内閣府においては「検証(進捗状況)」の下の方で平成 18 年度でございますが、「幼児・保護者向け教材「たいせつなおやくそく」」というものをつくっております。これは、幼児向けで分野横断的という教材はないという御指摘をいただいておりますし、各省庁との間の会議もありますけれども、そこで確認しまして、ないということで作りました。

更には、先ほども御説明しましたけれども、見守りネットワーク協議会が障害者の方も含めてということで広げておまして、障害者の方の消費者トラブルを防ぐという観点から見守りガイドブックも作成したということでございます。

それで、「評価」につきましては、今後この取組みが「高齢者消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」というところで御意見なども伺って後半の見守りガイドブックなどをつくっておりますので、内容については有効になっているのではないかと考えております。

それで、「今後の取組み」でございますけれども、作成した教材は消費者問題出前講座に使ったり、他の用途、基本的には各種団体に配布して有効に活用していただければということでございます。

あとは、教材の作成については各省も同じでございますけれども、各省間の情報共有、調整を踏まえて効果的・効率的な教材作成に努めていくということでございます。内閣府は以上でございます。

文部科学省(湊屋治夫 男女共同参画学習課長) 文科省におきましては、本日お配りをしておりますけれども、『ちょっと待って、ケータイ』リーフレットということで、これは子ども向けとなっておりますが、小学校高学年向けにリーフレットをつくって配布をさせていただきます。特に近年、子どもたちがインターネットを介した犯罪被害に巻き込まれるケースが増えているということで、小学校高学年の子どもたちを対象に親子で考えるための参考ということで、携帯電話の利用に関する留意点、トラブル、それから犯罪被害、特にこのリーフレットではワンクリック詐欺等についての事例を入れまして、その対応方法

のアドバイスといったようなことを盛り込みながらリーフレットを作成いたしました。本年の2月でございますけれども、全国の小学校6年生、約120万部でございますけれども、全員に配布をしたということでございます。

「評価」でございますけれども、このリーフレットの作成に当たってはトラブルの実態ですとか、対応方法等についてノウハウを有しておる団体に委嘱をして、かつ専門家、有識者、保護者の方々からなる編集委員会等をつくりながら内容等について考えたものでございますし、子どもたちが読みやすいように4コマ漫画を使うなど、内容的にも工夫をしたものでございますので、活用していただけるのではないかと考えておりますし、親子で考えるということで「大人のみなさまへ」ということで、保護者に対しての留意点、メッセージ等も入れておりますので、そういう意味で家庭で子どもたちと親が話し合うためのきっかけになるようなものになっているのではないかと考えております。

それで、昨年度小学生全員に配ったところでございますけれども、その内容につきましては文部科学省のホームページでダウンロードできるような形でリンクを張っておりますので、今後各自治体におきましてそういったダウンロードによる資料等を用いながら活用いただけるのではないかと考えております。以上でございます。

金融庁（野崎英司 政策課課長補佐）金融庁でございます。金融庁では消費者問題の変化に即応した教材、パンフレットということで、最近非常に問題になった多重債務問題の関係と貸金業法の改正などの内容を盛り込みました『はじめての金融ガイド』を作成しまして全国の高等学校のほか大学生協、消費生活センターなどに10万部ほど配らせていただいております。これにつきましては要望があったら追加で配布するというので、その後、2か月間で15万部ほどの追加発注があり、今後、発送する予定となっております。

また、中高生向けの教材ということで『わたしたちの生活と金融の働き』というものがあります。こちらにも多重債務問題などが記述されております。このほかに高校生向けのCD-ROMを作成しております。これらも全国の中学、高等学校の方に送らせていただいております。

これらの中学生、高校生向けの教材につきましては、教師用指導マニュアルというものをそれぞれつくって配布をしております。

そのほか、金融商品取引法や本人確認法、ペイオフなどの新たな制度改正に合わせたパンフレットなどを順次作成し、配布しております。

「評価」ですけれども、『はじめての金融ガイド』や『わたしたちの生活と金融の働き』につきましては、今日御出席いただいております原先生であるとか、国民生活審議会の委員である御船先生などにも御参加いただいてアドバイスをいただきながら作成をしております。また、配布部数も従来までに比べて非常に大幅に増やしております。

それから、教師用指導マニュアルにつきましても作成するだけでなく、実際に我々の出先になります全国の財務局、財務事務所と金融広報委員会の方と一体となりまして、学校の先生との懇談会でこういう教材の周知を図ったり、各都道府県の教育委員会の方に

直接出向きまして活用をお願いしたり、といった活動を行っております。

今後につきましては、消費者問題の変化に即応したパンフレットを更に作成していくとともに、学校の先生向けの研修というようなものも要望があればやっていきたいと思っております。以上でございます。

総務省（梶田昌生 情報通信利用促進課調整係長）では、総務省の施策を説明させていただきます。資料の48ページになります。インターネットや携帯電話に子どもが接する機会が非常に増えておりまして、子どもが直接多様な情報に接する機会も増え、それにまつわる事件なども取り上げられているところです。子どもが自律的に情報を的確に読み書き、判断し、発信できる能力を育てることが非常に大切になってきています。

ICTメディアは、今、その危険性とかマイナスの面が取り上げられがちなのですが、そもそもは非常に便利な道具であり、だからこそすごく進展をしてきているわけです。特に便利な面の方にスポットを当てまして、子どもたちが安心して、かつ上手にICTメディアを使うことができるようにという視点でこの教材開発を行いました。

その特徴としましては、49ページの図に大まかにまとめてございますけれども、若干御説明いたしますと、インターネット補助教材というものをつくりまして、直接本物のインターネットに接続するのではなく、限定された相手だけが接続できる環境をつくり、疑似的なインターネット空間で練習できる、実際にやってみることができるという教材を含んでいること、あとは教える側にとっても、進展が著しい分野で教えるのが難しい面もありますので教師・講師用、あるいは家庭で保護者から教えるための、ガイドブックも併せて作成をしたということが大きな特徴となっております。

本年度は、この開発しましたプログラムの普及に努めていきますとともに、御利用いただきました団体の方々の意見もお聞きしながら、更によりプログラムにしていきたいということを考えております。以上でございます。

法務省（内堀宏達 参事官） 法務省でございます。お手元に「法教育の普及・促進に向けた法務省の取組」という1枚紙と、それから『はじめての法教育Q&A』という書籍を配布させていただいております。現在、法務省では法教育に取り組んでおります。2年半ほど前に中学校3年生程度を対象といたしました4つの教材例を作成いたしております。

そのうちの1つが「私法と消費者保護」という分野でございまして、これは体験型の作業を通じて私的自治の原則、それから消費者保護といった考え方を学ぶものとなっております。現在、この教材例等を中心といたしまして普及に向けた取組みをしているところでございまして、お陰様で多くの方から御関心をいただくようになっておりますが、やはり分野が分野だけになかなか事業での取組みが難しいといった御意見もちょうだいしているところでございます。

そこで、この3月に『法教育Q&A』というものを作成いたしまして、教員の方に容易に取り組んでいただけるものとしたところでございます。合わせまして、事業の実践例を撮影したDVDも作成いたしまして、お手元にあります『初めての法教育Q&A』という

書籍にまとめたところがございます。Q & Aの中身につきましては、近々法務省のホームページにもアップロードする予定でございます。是非とも御利用いただければと考えております。今後とも法教育の普及に向けて取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

環境省(上田康治 総務課課長補佐) 続きまして環境省から、資料 52 ページの環境教育の観点で消費者教育の推進を説明させていただきます。すべて説明すると時間もありませんので、2点だけに絞って紹介させていただきます。

1つは、昨年の容器包装リサイクル法の改正を踏まえて、特にリサイクルとカリユースによって減量、リデュース、その点に国民の意識を向けなければならないということで、容器包装をなるべく使わないということで風呂敷というものに絞ってPRをしたということを紹介させていただいております。マスメディアとか、またはホームページなどを使って宣伝をさせていただきました。

もう一つは、一番下になりますけれども、家電製品というものが温暖化対策で大きなかぎを握っていることから、そういったものを一斉に買い換える結婚されたときにターゲットを絞りまして、「ふたりで始める『環のくらし』」といったものを第4弾ということでパートナーとしてつくらせていただいております。これについては、市販の結婚関係の雑誌などにも協力いただいて、付録として配布させていただいているところであります。以上です。

国民生活センター(ワン松子 広報交流部長) 国民生活センターにとりまして、平成18年というのは啓発にとって記念すべき年でございます。

その1つは、『くらしの豆知識』という一般に向けて販売もし、かつ名義差替えもしている冊子でございますが、これが発行されましてから35年たちました。毎年毎年出しまして、2007年版につきましてはいわゆる2007年問題を念頭に置きまして「守ろう くらしの安全」という総合タイトルでもって展開をいたしました。これは、市販、名義差替えを含めまして23万部を発行いたしました。これは国民生活センターで作成しております。

それから、その一環といたしまして障害のある消費者、障害消費者という言われ方もされておりますけれども、その方のうち目の不自由な方に対しまして国民生活センターとして障害者に向けて初めてのものをつくりました。これがSPコード対応版というものでございます。これは1万500部を全国に向けて無償で配布いたしました。これが2点目でございます。

3点目はリーフレットです。これは高齢者編と若者編がございます。70年代からのネズミ講の問題が起こったときを契機といたしまして、このリーフレットを毎年作っておりますが、現在は高齢者用、若者用ということで2点ずつつくっているんですけども、これが30年たちました。この30年の間にこういう啓発資料は全国に向けて53点発行されております。この高齢者編につきましては90万枚、そしてこちらの若者につきましては42万枚が今、発行されているところでございます。以上でございます。

金融広報中央委員会（湯本崇雄 事務局長）金融広報中央委員会でございますが、18年度に「金融教育プログラム」というものを作成しましたので、それを簡単に御説明いたします。

こちらの方は、小学校、中学校、高校という発達段階に応じて、金融教育でどんなことを学んでいただくのかということ体系化したものというふうに御理解いただければと思います。その際に、学校においてこうした教育を行う上でいろいろな困難がございます。それをなるべく克服していくような工夫をいたしました。工夫としては2つございます。1つ目は、この教育は決して知識を伝達し、それを覚え、使っていただくということだけではなくて、お子さん方が社会で生きていくためにどういうトータルな力を付けてもらうのか。文科省さんの言葉で言えば、生きる力を付けるということと連関させながらつくったということでありまして。

2つ目は、学校で使っていただく上で学習指導要領との関係をきちんと整理し、学校で取り組みやすい入り口をつくりました。それから、各教科で使っていただく教科のカリキュラムをどうつくっていくのかということが当然学校の現場では問題になりますので、その辺をどういうふうに総合的な学習の時間も含めて組み立てていくのかという知恵を多少提供いたしました。

3つ目は、実際に学校で授業を進めていただく上でこんな指導事例がありますよということで、かなりたくさんの方の指導事例を織り込んだということでございます。昨年の末に出しまして、まだ成果ということとはなかなか申し上げられませんが、現在7万部を全国の学校、教育委員会にお配りしております。これから各地の教育委員会をお訪ねし、その実践を促すと同時に、私どもが委嘱しております研究校でその実践をしていただく。あるいは、先生方向けの研修やセミナーを開く。合わせて、肉付けするさらなる教材を整えていくというようなことで成果を出してまいりたいと思っております。以上でございます。

経済産業省（吉瀬周作 消費経済政策課係長）でございますが、57ページをごらんいただけますでしょうか。経済産業省といたしましては、18年度は特にインターネットを使って消費者の方に情報提供を行うということで、「消費生活安心ガイド」という名前で新しいウェブサイトを作成いたしました。今お手元に「これで安心！ネット通販&ネットオークション」という1枚紙と、白黒ではございますけれども、『トラブルファイル 2007』というものと、『他人事じゃない！！身近に潜む消費者トラブル』というパンフレットをお配りしておりますけれども、こういったデータあるいは動画で見ただけのようなデータをウェブ上で掲載をして、それを今、周知をしているところでございます。

18年度ということで、19年の2月から公開されましたので、まだ現在その運用状況を見守っているところでありますけれども、平成19年度も引き続きこういった取組みを強化してまいりたいと考えております。以上であります。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）24の残りにつきましては質疑対応にさせていただこうと思っております。

それでは 25、58 ページでございまして、教材のポータルサイトでございます。これは消費者政策部会でも議論されているということで、今後のシートについては基本的に御説明していたもので簡単に説明させていただきます。

ポータルサイトについては 18 年度までに基本方針について一定の結論ということでございますので、本年の 3 月 30 日に関係省庁の消費者教育会議で基本方針案を決めました。それで、19 年度は実施に向けて一部施行を目指して最終的な方針をまとめる予定でございます。

次に、施策 26 で 59 ページでございます。こちらは消費者教育の体系化ということでございますが、これは部会で説明したとおりで、報告書はまとまっておりますので今、公表のための手続きをしております。部会の皆様にも印刷等ができましたらお届けしたいと考えております。

次に施策 27、60 ページでございます。内閣府と文科省との間での課長レベルでの協議会を設けておりまして、左に書いてあるようなことをやっております。それで、実際に「有効性」というところでございますけれども、都道府県政令都市の消費者担当部局の連携を強化していただきたいということで、文科省さんとの協力で文を発出したわけですが、その効果がありまして完全ではございませんけれども、増加がしっかりと見られたということです。ただ、市町村については連携の場というのがないということで、ここが課題だと認識しております。

「監視」ということで、今後とも内閣府と文科省が連携して消費者教育に強力に取り組んでいこうと考えております。

次に、施策の 28 でございます。61 ページでございますけれども、消費者教育について今、教材ですね。各省でいろいろ取り組まれているわけですが、やはり国レベルで調整をする必要があるということで、昨年 10 月 25 日に「関係省庁消費者教育会議」というものを設けて第 1 回を開きまして、教材の作成方法とか、どうしたらいいかということも含めて、更にはどういうものをつくっていくかということについて、まず第 1 回目で話し合っただけで今後続けていくということになりました。第 2 回目の会合においては、先ほどもありましたけれども、消費者教育ポータルサイトの基本方針案を決定して、左に掲げられているような担当省庁間で進めていくということで、こういう場に使っております。

「今後の取組み」ということですが、19 年度においても教材等を計画的、効果的に整えていくこととします。昨年度につきましては、第 1 回が秋になっておりますので、その調整というところでは本格的ではなかったと考えておりますけれども、今年度は年度当初からこういう会議が設けられているということで、有効に使っていこうと考えております。

更には、消費者教育ポータルサイトの基本方針について、この場で決定していきたいと考えております。以上でございます。

早川部会長代理 ありがとうございます。それでは、質疑応答の方に移りたいと思

ます。御意見のある方はよろしくお願ひいたします。

では、芝原委員お願ひいたします。

芝原委員 46 ページで文部科学省さんに伺いたいのですが、例えば小学校で取り上げてほしい課題というものが幾つもあると思うんですが、こういうふうに関係省庁さんがたくさんいろいろつくられて、これはこれでいいと思うんですけども、なぜこの携帯だけを文部科学省さんがあえて、総務省さんじゃないかなという気もするんですが、その辺はどのような背景があるのかを教えていただきたいと思います。

文部科学省（湊屋治夫 男女共同参画学習課長）背景といいますか、基本的に消費者教育については先生がおっしゃるようないろいろな関係省庁や関係団体が教材をつくっております、各省庁さんも専門的な知識を有しておられますので、そういった各省庁でつくっておられる教材を学校なり教育委員会に送っていただいて、それで活用するものは活用するというところでやってきているわけです。

今回、携帯のパンフについて配りましたのは、私どもに中央教育審議会という審議会がございますけれども、そこで青少年の健全育成の観点から御議論がなされた際にこういうふうな資料をつくった方がいいであろうということで、今回こういう啓発のパンフレットをつくったわけです。

携帯の使い方という中でいろいろ出てくるわけですが、事例としてワンクリック詐欺とか、こういう問題もあるので、ここについては十分子どもたちに対応の仕方、そして何かあったら大人にすぐ相談してねということで、そこは子どもだけでやるのではなくて親と相談しながら対応するようというのでこれをつくったものですから、今回これを紹介させていただいたという背景でございます。

芝原委員 ということは、たまたま今回はこれが出されていますが、ほかにもいろいろ文科省さんとしてつくられているものがあるということですか。

文部科学省（湊屋治夫 男女共同参画学習課長）私どもで過去につくったものもございますけれども、今年はこれを最近つくって配布したものでございますので紹介させていただいたということでございます。

芝原委員 よくわかりました。それで、当然なんですけれども、小学校6年生というのは1年たつと5年生が6年生になるわけで、中身のアップツォードはもちろんです、是非毎年毎年地道に続けていただきたいと思います。

それから、配った120万部全部を調査する必要は絶対ないと思うんですけども、サンプリング調査でもいいですから効果測定といいますか、実施状況等をきっちり把握していただけたらと思います。これは、文科省さんの方からこういう学校に配られるものについて適度なサンプル数でサンプリングで定量・定時チェックみたいな形でやっていただければと思います。以上です。

早川部会長代理 ありがとうございます。

山口委員 最大の問題は文科省だと思うんですけども、今の御発言にもありましたよ

うにカリキュラムがいっぱいいっぱい、なかなか消費者教育をやる時間帯がないというのはわからないでもないんですが、ほかの省庁と調整してこの枠の設定、要するに教育カリキュラムに盛り込むことを含めて是非検討いただきたいと思うんです。

弁護士会で検討していても縦割りで、今日幾つもの省庁がお話をされましたけれども、各省庁のどこの部門がおいでになってこういう政策をなさっているのか、できたら追加で出されるペーパーに各省庁の担当のセクションまで具体的に書いていただくと、具体的な協議等をする場合に参考になりますので、その点をお願いします。

内閣府（井内正敏 消費者企画課長）ワークシートで、この中でその教育の教材のところだけ何かというわけにはなかなかいかないと思います。あとは、その時点において消費者問題を担当している窓口がございまして、そこを中心に取まとめる省庁さんはあると思いますので、基本的には別な形で中がわかるような工夫をしていきたいと考えます。

宮川委員 今の山口委員の要望にも関連することですけれども、これは文科省の方に聞きしたいのですが、初等中等教育あるいは高等教育の場において、消費者教育というものを特に学校教育の中でどう位置付けておられるのか、どう考えていらっしゃるのか。

というのは、確かに各省庁は非常にすばらしい教材なりパンフなりリーフレットをおつくりになっている。ところが、それぞれ個別に地方の教育委員会の方に当たったりしておられる。何かもったいないというか、非常に私は不思議な感じがするんです。

我々の方は、東京都で悪質事業者などの指導に当たっているわけなのですが、最近非常にそういったところで悪いことをしている人たちは若い人が多いんですね。しかも、高学歴で有名大学を出ているような人たちがそういったところでゲーム感覚でやっている人が多いんです。これは、教育において非常に問題ではないかと思っております。社会的にも損失が大きいわけですし、社会的なコストも大変私は大きいと思うんです。この辺を是非お伺いしたいと思います。

文部科学省（湊屋治夫 男女共同参画学習課長）今、学校の場でどういうふうに教えているかということでもございましたけれども、今、小学校、中学校、高等学校それぞれで発達段階があるわけですが、それぞれで例えば家庭科とか技術家庭科とかを中心にしながら教えているわけがございます。

小学校では、直接こういった消費者教育という形よりは、身の回りのものとか、金銭の計画的な使い方を教える。そして、適切に買い物ができるようにするというような方法を身に付けるようにということで指導をしています。

中学校では少しレベルが高くなって、その販売方法の特徴とか、消費者保護について知る。そして、自分としての適切なサービスを選択して、そして買ったり活用できるようにすることを技術家庭科というところで教えております。

高校になりますと、更に契約とか、消費者信用とか、あるいは問題の発生しそうな販売方法について取り上げて消費者の権利と責任ということを理解してもらおう。そして、何よりも消費者として主体的に判断しながら、責任を持って行動できるような態度を養うとい

う観点で、教える項目として決めておきまして、それに基づいて教科書がつくられているというところでございます。

いろいろと教科書についてはほかのことがいっぱい入っておりますので、そういう意味ではこういう授業をやるときに専門的な各団体がつくられた教材を活用しながら、授業を先生の方で組み立ててもらおうということが大切だと思っておりますし、私ども文部科学省のホームページにおきまして、そういった各省庁なり団体でこういう教材をつくっていると、あるいはこういうふうなところをお願いをすれば学校に専門的な講師に来ていただけるというような情報を載せまして、学校でそういう必要性が生じたときに文部科学省のホームページを見てどこの団体に当たればどういう教材があって、どういう先生に来てもらえるかというような情報をしているというところでございます。

宮川委員 いろいろ御努力をなさっていると思うのですが、例えばこういう教材などもできれば文科省にどこか窓口があって、教育委員会の方にいろいろ提示していただくとか、そういうようなことはできないのでしょうか。

文部科学省（湊屋治夫 男女共同参画学習課長）確かに、私どもとして今やっているのは一括してということではなくて、そういう情報をもらったときに各団体から送っていただいて、あるいはそういうものができたという情報をいただいてホームページに載せていくということによってやっております。いろいろな教材があるわけですが、具体的に授業のときにどういう形で使っていくかというのはそれぞれの現場の判断でございますので、これをすべて私どもの方で把握をして送付するというのはなかなか現実的には難しいのではないかと考えております。

早川部会長代理 原委員、どうぞ。

原委員 消費者教育については長年の課題で、消費者基本計画でも大変多くの施策をやるようしているということで、是非ここは成果を上げたいところなのです。

ただ、今日もお持ちいただいたように、こういうものが多分学校ではどさどさ送られてきてそのままになっているというのが実態だろうと予想されます。全体的にはポータルサイトが構築されるので、教材、資料はどこにいけばあるかというのわかるようになりますので、ポータルサイトと、それからやはり文部科学省が学習指導要領も含めて消費者教育をきちんとやるという姿勢を示されることと、それから教師、担い手の育成ですね。私の友人も何人も教員をやっていますけれども、すごく世間から隔離されている世界に住んでいるという印象があって、やはりその担い手の育成ですね。

この3つをどういうふうに組み合わせたらやっていけるのかということ、次のステップで総合的に今日おそろいになっていらっしゃる方々のところで考えていただきたいと思っています。そういう意味では、やはり文部科学省に是非頑張ってくださいと思いますので、「評価」、「検証」のところでもそのように是非これからのところを書き込んでいただけるように要望したいと思います。

文部科学省（湊屋治夫 男女共同参画学習課長）先ほど言い忘れましたが、私ども

も教材等につきましては全国で指導主事さんが集まるような場などがありますので、そういうところでこれまでも紹介したり、こういうものを活用したら有効ではないかというようなお話をしてくれているということでございます。

それから、今後学習指導要領の改定等が行われるに当たりまして、中央教育審議会で審議をしているわけですが、その議論の中でも今後消費などの部分について自分の生活を自分で管理工夫していくということが大事であろうというような観点も示されていますので、今後、先生がおっしゃったような議論も含めて、多分審議会で終わって、それを反映させていくような形になるのではないかと考えております。以上でございます。

大村(多)委員 意見ではなくて感想と要望なのですが、この法教育のQ & Aを見ましたら大変レベルが高くて、ある意味感動しました。

先ほど金融庁の方から、知識を教えるのではなくて社会で生きる力を教えるというのが目的だというお話がありました。それは、この民事の方の法教育のQ & Aではどこかという、基本的には私的自治であるとか、契約の自由の箇所です。そこでそういうコンセプトというのでしょうか、概念を教えるのは当然なのだけでも、その上で契約が自由の中で、成立の自由はよく書いてあるのですが、問題は内容の自由です。要は、こういう条件でこういう内容の契約をするのだ。契約は与えられるものではなくて自分でつくるのだということの題材とか、もうちょっと厚目にしてもらうと更にすばらしいものになるなというイメージを持ちました。

それから、後でDVDを是非見せてもらおうと大変楽しみにしているのですが、これは基本的に民事ですね。法教育の基本であるところのもう一つは社会生活で刑事の基本、人を傷つけてはいけないとか、だましてはいけない、盗んではいけないということは非常に基本的なところなので、それに相応する刑法の考え方もあると更にいいなと思います。以上です。

早川部会長代理 ありがとうございます。まだ御意見もおありかと思いますが、少し時間が押しておりますので、この件についてはこの辺で終わらして次にまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

(関係者退室・ 関係者入室)

早川部会長代理 では、次は75ページから「緊要な消費者トラブルへの対応」ということとなりますので、そちらの方から始めてまいりたいと思います。担当省庁の方は、警察庁、金融庁、総務省、経済産業省、国土交通省の方々です。おそろいでしたら早速始めてまいりたいと思いますので、警察庁の方からお願いいたします。

警察庁(小栗宏之 捜査第二課課長補佐)警察庁捜査二課の小栗と申します。37番の「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを強力に推進する」という項目でございます。

架空請求ですとかインターネットオークション詐欺といったさまざまな犯罪につきましては、そのだまし取ったお金を入手する手段として、不正に売買された預貯金口座が使わ

れるケースが大半である。こういった実態にかんがみまして、全国警察を挙げてまずこういった通帳、キャッシュカードの売買を積極的に取り締まって、そういった必要とされるツールの供給を遮断することによって犯罪を抑止していこうと考えております。

そういった中で、金融機関等本人確認法につきましては預貯金口座を売買する、あるいは他人になりすますつもりで譲渡・譲受するといった行為を直接に罰する規定となっております。この法律を利用いたしまして、資料にも記載させていただきましたように、平成18年には132事件で185人を検挙しております。

なお、本人確認法で検挙した中で、更に金融機関から通帳、キャッシュカードをだまし取る詐欺、あるいは盗品等譲り受け罪、こういったものでより重い罰則で罰せるものについてはそちらの方を積極的に適用するというようにしてしておりまして、その結果も資料に記載させていただきましたように1,666件の912人となっております。したがって、上の185人と合わせて1,000人以上を口座の不正な売買に関与したということで18年中に検挙しております。

ただ、まだこういった架空請求ですとかオークション詐欺はなかなか減少してきませんので、引き続き全国警察に対しまして、こういった各種法令を駆使して、積極的に不正な口座の売買を取り締まっていくよう督促していきたいと考えております。37番については以上です。

金融庁（市毛弘 銀行一課課長補佐）金融庁銀行一課の市毛と申します。よろしく申し上げます。

38番でございますけれども、「預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供するとともに、当該提供件数について四半期毎にとりまとめ公表する」というところでございます。

この情報提供については、15年9月より預金口座の不正利用問題に関して、金融庁及び財務局等において預金口座の不正利用に関する情報を受け付けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を実施しているところでございます。これまで1万3,542件の累積件数でございますけれども、情報提供を行いました。金融機関において、そのうち約6,996件の預金口座の利用停止あるいは5,453件の口座強制解約が行われているところでございます。

広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、金融庁及び財務局等において金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数を四半期ごとに取りまとめ、公表しておりまして、19年1月31日に18年度の第3・四半期、これは18年10月から12月末の公表を行ったところでございます。

「有効性」でございますけれども、18年10月から12月末までに金融機関に対して情報提供を行った件数は563件となっており、単体の機関においては16年1月から3月末までの情報提供件数が2,171件がピークだったことから比べますと、相当件数も減っているというふうに推察されます。この要因としましては、各金融機関における不正利用口座の売

買等の問題意識が相当高まっているということから、本人確認事務の徹底、不正利用口座の早期処理が進んでいるものと考えております。

今後につきましては、当然当該預金口座の不正利用に関する情報については警察当局と引き続き密に情報提供を行っていくとともに、金融機関等に対しても不正利用口座に関する情報提供を引き続き行い、広く一般に未然防止の観点から注意喚起を促すということも考えまして、四半期ごとに公表を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

総務省(内藤新一 消費者行政課課長補佐)総務省は39番として、携帯電話不正利用防止法の適切な運用が図れるよう、事業者からの相談対応等の必要な措置を講ずるといった措置が求められているところでございます。

携帯電話不正利用防止法は、オレオレ詐欺等の事案が急増したということを受けまして、携帯電話事業者や代理店が本人確認を行って、または一定の犯罪への利用が認められる場合には警察署長から要請を受けて本人確認を行い、確認が取れなかった場合には携帯電話役務の提供を停止するといった内容の法律となっております。

これにつきましては、総務省といたしましては事業者等から法の運用に関する相談がある場合にはそれへの対応を行っているといったことと、法の違反事案が発生した場合には厳正な対処を行うといったことに取り組んでおります。

実際のところ、平成18年の11月に販売代理店が携帯電話の本人確認を適切に行っていなかったという事案が判明いたしまして、これに対しては是正命令等の措置をとっております。

また、これは19年度になりますけれども、本年の4月にも販売代理店で本人確認を適切に行っていなかったという事案がございまして、これについても是正命令等の措置を取っているところでございます。

「有効性」といたしましては、そういった違反事例はありますものの、平成18年4月以降、本人確認といったものが全国の携帯電話新規加入等、また譲渡の際にきちんと行われているといった状況にあると考えております。警察庁とも共管ということで、適宜情報交換等を行いながら法の実施に努めているところでございます。

今後につきましても、同法の適切な運用を図れるよう、事業者からの相談に対応していくとともに、法の施行に努めてまいりたいと考えております。本件につきましては、以上でございます。

早川部会長代理 ありがとうございます。それでは40番で、金融庁の方お願いいたします。

金融庁(伊佐浩明 証券課課長補佐)40番を金融庁から御説明させていただきます。未公開株等の違法勧誘に対する国民への注意喚起ということでございまして、いわゆる証券取引に上場していない未上場株につきまして、未公開株につきまして、証券業登録を行っていない業者による販売勧誘についての被害が増加しているという状況でございます。これは、新聞報道等でいろいろなところで情報が公になっているところでございます。それ

に対しまして、一昨年の11月に金融庁といたしましてホームページ上に、一般投資家に対する注意喚起情報ということで未公開株の勧誘に対する注意情報を公表しているところでございます。

今般、本年2月でございますけれども、現在公表しております文字媒体によるホームページに加えまして、政府広報オンラインの映像コーナーに5分程度の動画の内容でございますけれども、こういう情報を新たに作成いたしまして公開しているというところでございます。

「有効性」でございますけれども、我々は金融庁の方に金融サービス利用者相談室という一般の方からの苦情相談等を受け付ける窓口がございますけれども、そちらの方で約四半期に1,000件程度、未公開株に関する苦情相談等が今まで寄せられていたわけですが、昨年の半ばごろから減少に転じまして最近では四百数十件程度、更に減少傾向ということでございまして、一定のこういった注意喚起情報の提供が効果を表してきているのかなと考えているところでございます。

今後とも引き続きまして日本証券業協会、東京証券取引所等の自主規制機関と連携を図ってまいると同時に、事案の内容によっては詐欺事件ということもございまして、警察当局とも連絡を密にしながら対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

警察庁(畑田善博 生活環境課課長補佐) それでは、40番について御説明をさせていただきます。警察庁生活環境課経済第一係の畑田と言います。

警察庁においては、消費者の利殖願望が非常に高いというところにつけ込んだ元本保証、高配当をうたった資産形成事犯であります、預かり金、無登録による未公開株取引の証券取引事犯、その他の先物取引、ネズミ講等の資産形成事犯は昨年は17件、73名を検挙しております。

ちなみに、前年については9事件、41名ということで60パーセントくらい多く検挙しております。「評価」については、取締りを通じて被害者の拡大防止を図りました。警察としては、今後も引き続き消費者の利殖願望につけ込んだ預かり金事件、無登録業者の証券取引、未公開株の取扱い、これらの取締りを継続してやっていきたいと考えております。

金融庁(藤山智博 銀行一課課長補佐) 41番の偽造盗難キャッシュカード関係について、金融庁銀行一課から説明させていただきます。

まず「ATMシステムのセキュリティ強化のための検討」ということで、昨年の3月から6月にかけて当庁、警察庁、そして各金融関係団体を構成員とする「情報セキュリティに関する検討会」というものを開催いたしました。この検討会の中では、さまざまな場面におけるリスクについて国内外の犯罪事例、あるいは現時点で想定される犯罪手口といったものを網羅的に情報収集いたしまして、これらに対する各種セキュリティ対策の有効性を検証いたしました。その結果、詳細な情報につきましては各金融機関に還元をさせていただいているところでございます。

それから、「ATMシステムのセキュリティ対策についての監督」ということでございまして、本年の1月に私ども金融機関を監督する際の着眼点を示した監督指針というものがございまして、これを改正いたしまして、特にATMシステムのセキュリティ対策についての金融機関の体制整備の在り方ということを示したところでございます。

それから、「注意喚起」につきましては本年の3月に偽造キャッシュカード等による被害の発生状況を取りまとめて公表しております。また、当庁、警察庁ホームページあるいは私どもの広報誌『アクセスFSA』といったところで、キャッシュカードの管理等に関する注意喚起を実施してございます。

ここには書いてございませんが、業界の方でもこういった注意喚起は相当行っておりまして、昨年の秋以降、例えば全銀協では金融犯罪ゼロキャンペーンというものを行っておりまして、ポスターでありますとか、あるいはDVDの作成といったものを通じてこういう注意喚起を行っているところでございます。

それから、「進捗度」の方につきましては、まず先ほど申し上げた検討会において各種犯罪手口についての情報を網羅的に収集し、対策の有効性を検証いたしたところでございます。それから、この情報を各金融機関へ還元、または監督指針の改正を通じて各金融機関における犯罪防止策の実施を促進しているところでございます。注意喚起につきましては先ほど申し上げましたとおり、ホームページ等において注意喚起を行っているところでございます。

「有効性」につきましては、これまでの各般の取組みを通じまして、例えば高度な認証技術、ICキャッシュカードでありますとか生体認証の導入、あるいは情報漏洩防止策、異常取引検知システムの導入といったところを進めておりますが、いまだに下の表を見ていただければわかりますとおり、こうした犯罪というものが多数発生しているということで、更に一層のATMシステムのセキュリティ強化が必要かというふうに認識しております。

また、今後これまでもやってきたところではありますが、警察庁あるいは各金融関係団体とも連携を図りながら、先ほど申し上げたような検討会等の場を通じて必要な情報交換を行っていきたいと考えております。

「今後の取組み」ですが、被害防止に向けて利用者に対する注意喚起を引き続き行っていくということ、また金融機関における情報セキュリティ対策の実施状況をフォローアップして適切な指導・監督を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

早川部会長代理 施策ナンバー42をお願いいたします。80ページです。

総務省（内藤新一 消費者行政課課長補佐）恐縮ですけれども、81ページの総務省から説明をさせていただきたいと思っております。フィッシングについては3省庁連携ということで、それぞれの省庁から発表させていただくのですけれども、総務省の施策につきましては81ページにございまして、技術的な対策等についての検討とともに国民への注意喚起を行うといったものが該当しております。これにつきまして、総務省では平成17年から「フィッ

シング対策推進連絡会」というものを開催しておりまして、平成 18 年度にも 2 回開催しているところでございます。

内容といたしましては、電気通信事業者がフィッシングメール等を防止するためにどのようなことができるかといった観点での取組みが主眼となりまして、技術的対策としてはだれが送ったかを確認する技術である送信ドメイン認証技術や、迷惑メールが送られないようにするための 25 番ポートブロックといった技術について、事業者間でベストプラクティスとして紹介しております。また、総務省側の方からも法的な観点からどのように導入が図っていけるかについて公表いたしておりまして、普及を促進しております。一般の消費者向けの周知といたしましてはパンフレット等により、注意喚起を行っているところでございます。

「評価」といたしましては、「迅速性・機動性」というところにおきましては一昨年、この会議が立ち上がってから技術的対策というものの普及が、現在進んでおりまして、大手の電気通信事業者では 25 番ポートブロックというものについてはほとんど導入が完了しているという状況となっております。

「有効性」というところにつきましても、そういった導入によって今後フィッシングのメールというものが、電気通信事業者のできる範囲ではございますけれども、削減が図られるのではないかと期待しているところでございます。

「関係省庁間の連携」というところにつきましても、内閣府、警察庁、経済産業省さんからもオブザーバーとして当会の連絡会の方に御出席いただいているとともに、総務省の方も他省庁で行われている連絡会、各種会議の方にも参加して連携を図っているところでございます。

19 年度につきましても、引き続き技術的な対策の普及等に努めて、フィッシング対策について取り組んでまいるとともに、消費者向けの普及啓発というものにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。総務省からは以上でございます。

山崎課長補佐 申し訳ございませんが、この後の省庁さんは手短にお願いいたします。

経済産業省（下田裕和 情報セキュリティ室室長補佐）経済産業省から、フィッシング対策に対する取組みを御説明させていただきます。

経済産業省では、フィッシングの攻撃の対象となるような事業者と、それからその攻撃手段を提供するベンダーさんといった事業者との官民の連携したフィッシング対策協議会というものを設立しまして取り組んでいるところです。

具体的には、クレジットカード会社あるいは銀行、ネットショッピング事業者といった被害を受けるような事業者と、その対策を取るセキュリティ対策の事業者といったものに加えて関係省庁さん、総務省さん、警察庁さん、内閣府さん、金融庁さんといったところのオブザーバー参加を得まして官民連携での取組みをしてございます。

具体的には、普及啓発という意味でリーフレットを銀行、クレジット会社に配布し、更にセミナー、ホームページでの注意喚起、それから得られた情報からフィッシングウェブ

サイトなどを閉鎖するといったことも対策として実施しております。

「今後の取組み」としまして、新しい手口を随時収集するとともに、いち早く消費者への普及啓発、それから関係業界、事業者間での情報共有といったものを強化してまいりたいと考えております。以上です。

警察庁（安部真 情報技術犯罪対策課課長補佐）続きまして、警察庁から説明させていただきます。警察庁におきましては、フィッシングについては広報啓発と取締りの両面から対応いたしております。

まず広報啓発ですが、警察庁ホームページにおける注意喚起、それからインターネット安全・安心相談システム、このシステムは選択肢を画面上で選んでいただくことでインターネット上の困り事に対するアドバイスを提供するシステムでありまして、いわゆる閲覧者が自ら解決方法を探り出すといったシステムであります。このシステムにおいてフィッシングの対応方法を教示しております。

平成 18 年中は、フィッシングの関係で 4,014 件のアクセスがございました。また、都道府県警察においては企業に対する情報提供とともにサイバーセキュリティ・カレッジという各種セミナー、これは警察が主催したり、警察職員が講演を行う一連の講演活動といったものをサイバーセキュリティ・カレッジと称しております。この中で数々の講演を行っておりますけれども、フィッシングに関しても教示しております。

あとは取締りに関してですが、フィッシングについては不正アクセスを行うための ID パスワードを入手するための手段として用いられることが多くなっています。ですから、各都道府県警察においては不正アクセスの取締りとともにフィッシングに関する取締りを推進しております。平成 18 年中に検挙した不正アクセス禁止法違反は 703 件ございますが、このうちフィッシングによって識別符号を入手、窃用したものを 220 件検挙しております。これは 17 年中が 1 件でしたから、非常に多くの検挙を行っているということです。

また、海外のフィッシングサイトについては海外の機関と連携してサイトの閉鎖を行っているところであります。このような施策につきましては、継続的に推進いたしております。また、フィッシングにつきましては関係省庁連携の下、広報啓発を進めますとともに、各種取締りも推進してまいりたいと考えております。以上です。

早川部会長代理 では、43 番をお願いいたします。

国土交通省（安藤恒次 建築指導課企画専門官）国土交通省でございます。資料の 83 ページの耐震偽装問題への対応について御説明をさせていただきます。

一昨年 11 月に発覚しました姉齒事件を受けまして、こうした事件の再発防止のための制度の在り方について検討をしてきております。今の状況について御説明をさせていただきます。

次の 84 ページをごらんいただきたいと思います。簡単に全体像をまとめたものでございますが、左側に姉齒事件で明らかになった課題が整理されております。

大きく 3 つございまして、1 つは建築行政上の課題です。これは、構造計算書の偽装に

ついて民間の確認検査機関あるいは建築主事、行政側も見過ごしをしたという問題がございます。確認検査を厳格化していくという課題がございます。

それから、もともと姉齒建築士を始めとする元請けあるいはその下請けの建築士のモラルの問題あるいは能力不足、こういったものをどうしていくかという問題がございます。建築士制度の問題でございます。

それからもう一つ、消費者保護の課題ということで、本来 10 年間の瑕疵担保責任があるわけでございますけれども、売り主が倒産してしまったような場合について、最後の買い手、消費者の側が極めて経済的にも不安定な状態に置かれたという問題がございます。これらの課題に立った上で、3 段階で法改正などの整備を進めております。

1 つは、昨年の通常国会で 6 月に成立しております建築基準法の改正でございます。これで確認検査を厳格化するという一方で、構造計算なども二重にチェックする。ピアチェックと呼んでおりますが、こういった制度を導入しております。

それから、罰則の強化なども図って、建築士のモラルの向上に努めていくということでございます。

また、昨年の 12 月には建築士法を中心とする改正を行っております。ここでは建築士について、特に 1 級建築士については専門的な構造あるいは設備の分野について専門の分化を図っていくということで、構造設計 1 級建築士などのクライテリアを設けて、その適正化を図っているということなどの改正を行っております。

そして、今国会において、右下の 3 番のところですが、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」という法案を出させていただいております。これは、売り主が万が一、まれなケースとして瑕疵担保責任を、瑕疵が発生した場合にその責任がきちんと履行できるように、供託であるとか、あるいは保険を義務づけるといった制度を設けるものでございまして、本日参議院の先議で成立をしておりますので、今度は衆議院の方の審議をいただくという状況になっております。耐震偽装問題は以上でございます。

引き続きまして、88 ページのエレベータ事故の再発防止対策について説明をさせていただきます。これは、昨年の 6 月に港区の公共住宅でシンドラエレベータの事故がございました。高校生が亡くなった事故でございます。基本的にエレベータはドアが閉まっていなければ動かないような仕組みになっているわけなのですが、ドアが開いたまま動いたことによって挟まれて高校生が亡くなったという事故でございます。

この事故を受けまして、その原因の究明については今なおもって警察の方で捜査中でございますけれども、再発防止策を検討するという一方で、社会資本整備審議会の事故部会という部会の中で検討を続けてまいりました。

昨年の 9 月に、中間報告ということでまとめがなされております。この中では、まずエレベータを設置するときの技術基準として安全基準がどうあるべきかという問題、それから設置した後の保守点検を含めたメンテナンスをどうするべきかという問題、それから何の不具合の情報などがあった場合に事前にそういうものを共有し合っただけで事故を事前に防止

していくための仕組みづくりという3つの課題が掲げられております。

安全基準の問題につきましては、コンピュータ化されたいろいろな制御プログラムというものがあるわけですが、そういったものをどうしていくかということで、基本的には安全面のプログラムと通常の運行面のプログラムを分けるというようなことが提案されております。また、ブレーキも万が一のためにフェールセーフとして二重化を図っていくというようなことが提案されております。また、検査については定期検査をしっかりとやっていく。その内容についても充実していくという必要があるという御提言をいただいております。

こうした中間報告を受けまして、現在その具体化、法令の改正も含めた準備を進めているところでございます。以上でございます。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）では、経済産業省でございますが、91ページをごらんください。ガス機器の安全対策であります。まず1つ目としましてはガス機器の情報収集と公表ということをやってきておりまして、ガス事業法、高圧ガス保安法に基づきましてガス事業者からのガス事故報告を24時間以内に公表するというをやっております。

更に、これまで当省が収集してきました21年間分の事故情報につきまして、先般公表をしたところであります。

更に、午前中のセッションでも御説明申し上げましたが、消費生活用製品安全法の改正を行いまして、5月14日からいよいよ施行するというところであります。

更に、ガス機器の事故の再発防止ということで、まず消費者の周知啓発活動ということをやっております。製品安全総点検週間であるとか、製品安全点検日というものを設けて啓発をしております。

更に、ガス事業者が消費者のお宅を訪問して点検をするということをやっておりますが、これは2年に1回ないし3年に1回であったものを1年に1回ということにしたいと思っております。

更には、法律に基づきます機器の技術基準の強化であるとか、あるいは事業者の啓発活動ということを引き続きやっていきたいと思っております。以上であります。

早川部会長代理 ありがとうございます。それでは、御審議いただきたいと思います。御意見のある方はよろしく願いいたします。

では、長田委員お願いいたします。

長田委員 今の最後のガス機器のところですけども、午前中の情報の収集のところではガス機器と石油機器ということになっていました。石油機器についても、非常に事故はあるんだと思います。今回は、こういう消費者基本計画がガス機器のところに限られていたのでこういう御報告だと思うんですけども、石油機器について1つだけお伺いしたいのですが、消費生活安全法のところに特定何とかと基準のところの規定がありますね。そこにも石油は入っていないですね。石油機器についてはどういうふうにお考えでしょうか。

経済産業省（田中哲也 製品安全課課長補佐）石油機器につきましては現在、製品安全四法に基づく特定製品になっておりません。

ただ、例えば石油ファンヒーターですと電気系統の機能がありますので、そういうところは電安法、電気用品安全法で規制をしているところであります。したがって、その機器全体としての規制というのは今はありませんけれども、それぞれ部分、部分での規制というものが今は導入されております。

今後は、松下の事故がございましたので、その全体をどういうふうにとらえるかということを中心に審議会等で議論していただいているところであります。

早川部会長代理 ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、少し時間も押しておりますので、これで終了させていただいて次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

（ 関係者退室・ 関係者入室 ）

早川部会長代理 それでは、次は「リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」ということです。ページはずっと前に戻りまして9ページになります。担当省庁は、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の方々です。おそろいになりましたら始めていただいて結構ですので、よろしく願いいたします。施策4からです。

食品安全委員会（永田 明 リスクコミュニケーション官） 内閣府食品安全委員会事務局のリスクコミュニケーション官をやっております永田と申します。よろしく願いいたします。それでは、資料に即しまして御説明をさせていただきます。

9ページの施策4でございます。「消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する」ということです。

まず進捗状況でございますが、意見交換会につきましては消費者など国民の関心の高いテーマについて、例えば食育、あるいはリスク評価への消費者への関与、BSE、農薬、微生物、こういうものにつきまして昨年度は68回実施をいたしました。資料等はすべてホームページで公開をしております。また、パネルディスカッションの形をとることが多いわけですが、パネリストには必ず消費者の方にも入っていただいているということになっております。

情報提供につきましては、ホームページが中心でございます。ホームページのリンクを活用して、各省連携をした情報提供をしております。そのほか、食品安全委員会、農林水産省ではメールマガジンを出しております。

「今後の取組み」でございますが、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会という専門家の調査会がございます。そこで昨年11月にお手元に配布しておりますが、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」というものを食品安全委員会に報告をいたしまして、食品安全委員会です承されております。ここでは、これに従ってこのリスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開というものの調査審議を

これからしていただくということです。

今後とも消費者の関心の高いテーマを選びながら、また消費者の関心事項の把握に努めながら、意見交換会の開催、情報の提供などをしていきたいと考えております。

それから、昨年度はリスク分析の考え方について、新しい試みですが、DVDを作って各地域で活躍、活動されている消費者の方などに提供するというのも新しく始めました。

続きまして、5番目の欧米諸国の最新の事例調査あるいは消費者の視点による評価・検証、それから人材の育成、技術の全体的な向上、これらについて御報告をいたします。

まず「進捗状況」でございますが、私ども委託調査をやりまして、リスクコミュニケーションに関する調査ということで国内外の事例把握、外国にも現地調査に行きましたし、外国の方をお招きした国際ワークショップなども開催いたしました。そういうことを通じて、知識情報を蓄積しております。また、その中で合わせて効果の評価あるいは情報発信体制の評価、消費者意識の把握、これはウェブ調査を中心にやっておりますけれども、こういうことをやってきております。この結果は近々専門調査会に報告し、またホームページでも公表することにしております。

専門調査会は、昨年度は7回開催をいたしました。大体1か月から2か月に1回のペースで開催をしております。あとは消費者団体など、地域の集まりで食の安全に関してお話をする機会のある方、これは食品安全委員会でございますが、地域に組織がないということがありますので、そういう地域で活動されている方に私どものリスク分析の考え方、あるいはコミュニケーション能力を向上させるための研修といたしますか、地域の指導者育成講座というものを昨年度から始めまして、昨年度は全国14か所で実施をいたしました。あとは、農林水産省、厚生労働省、それぞれ研修を実施しております。

「今後の取組み」ですが、指導者育成講座は19年度も引き続きやるとともに、19年度から今度は関係者相互間の意見や情報の交換ということを円滑にやるコーディネーター的な役割を担うことができる「リスクコミュニケーター」というものを育成するための研修も新たに始めたいと考えております。それから、合わせて専門調査会でリスクコミュニケーションの手法開発やその評価、検証というようなこともお願いをすることにしております。最後に6番目でございますが、参加対象者の関心に応じた意見交換会あるいは消費者の意見がどのように政策に反映されたか、情報提供の方法、こういうことについての方針を策定するというところでございます。

「進捗状況」でございますが、まさにお配りしております「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」というものが一つの大きな関係府省で連携して資料をつくり、その資料に基づいて御審議いただいた結果をまとめた方針でございます。これに基づいて着実に私どもはこれを進めていきたいということと合わせて、少し審議が残っている部分がありまして、この下の方に書いてございます「リスクコミュニケーションの検証」、「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」、「地方自治体との協力」、「諸外国との連携」、「食育」、こういうことについては更に専門調査会において御議論をいただ

こうとなっております。

「今後の取組み」でございますが、今、申し上げたようにこの「改善に向けて」をベースにいたしまして着実に進めるとともに、具体的な事例を設定しながらその検討を進めていただく。専門調査会において、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について御議論をいただくということになっております。以上でございます。

早川部会長代理 ありがとうございます。この内容について御意見はいかがですか。では、長田さんお願いいたします。

長田委員 質問ですけれども、11 ページの指導者養成講座は全国に 14 か所ということですが、東京でもありますか。

食品安全委員会(永田 明 リスクコミュニケーション官) 東京は真っ先に行いました。また、19 年度も東京でもやることになるかと思えます。

早川部会長代理 ほかにいかがでしょうか。大河内委員、いかがですか。

大河内委員 意見というわけではないんですけども、たしか去年はリスクコミュニケーションそのものについてまだ慣れていないところがあって、やればやるほど意見がどんどん拡散していくというようなことが出ていたと思うんですけども、そういうところは歩み寄りというか、改善されてきたというふうにお感じになっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

食品安全委員会(永田 明 リスクコミュニケーション官) 実は今朝も B S E に関連する意見交換会というものをやってきたわけですけども、私どもいろいろ工夫をしまして、最近ではパネルディスカッションという方法を導入するようにしております。

これは、あるテーマについてその消費者の方、生産者の方、あるいは業界の方、研究者の方、それぞれの方々が集中して 1 時間くらい議論をしていただく。その後で、会場におられる消費者の方なり皆様と議論をするというやり方をとることによって、今までかなり拡散していた議論が少なくとも最初の 1 時間はかなり集中した議論をし、その議論に基づいて次の 1 時間もそんなにばらけずに済むということになっております。いろいろ苦労をした末に、最近ではパネルディスカッションという方法で対応するようにしております。

早川部会長代理 ありがとうございます。その他、御意見がないようでしたら、そろそろ予定の時間もまいりましたので、あとは事務局の方から連絡事項をいただいて終わりにしたいと思います。

内閣府(井内正敏 消費者企画課長) 次回の消費者政策部会ですけども、5 月下旬に 2 回ということをご予定しております。詳細につきましては追って御連絡を差し上げたいと思えますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

早川部会長代理 本日は、少し不慣れで時間管理がうまくいきませんでしたけれども、本当にありがとうございました。